

「市民活動」概念の形成

—近接概念との関係性と時代背景を中心に—

人間社会研究科 人間福祉専攻

博士後期課程3年 松元 一 明

1. 背景と目的
2. 類似、近接する用語
 - 2-1. 社会運動 / 住民運動・市民運動
 - 2-2. 住民運動 / 市民運動
 - 2-2-1. 住民運動論
(住民運動「冬の時代」:「断絶論」の起源)
(地域エゴ批判から理念的市民運動への展開)
 - 2-2-2. 市民運動論
(自立した市民:「生活世界」の拡張)
(能動的な市民:「システム」との交渉)
(横のつながり)
 - 2-2-3. 住民運動 / 市民運動の分類のまとめ
(「地域エゴイズム」批判)
(「市民」概念の変質)
(「新しい社会運動」との関連)
 - 2-3 住民活動
(住民運動と住民活動の相違)
3. 市民活動概念の形成
 - 3-1. 住民運動・市民運動 / 市民活動
(市民活動をめぐる時代背景)
(市民活動の分野と担い手)
(市民活動の特性)
(市民活動特有の方法)
 - 3-2. 概念形成の経緯
 - 3-2-1. 1980年代以前の市民活動
(「1945年体制」との関係)
(1960年代の市民活動の析出)
(「地域主義」的市民活動の系譜)
 - 3-2-2. 用語の使用と定義
(トヨタ財団の「市民活動助成」)
(多摩社会教育会館市民活動サービスコーナー)
(NIRA 報告書による定義)
 - 3-2-3. 概念形成の経緯からみた市民活動の全体像
(「市民活動」と行政の相補関係)
(当事者の「市民」・「活動」認識)
4. 結論
(住民運動から市民活動へという「進化的」見解への反論)
(市民活動概念の多義性と共通性)
(市民活動と行政との関係性)

1. 目的と背景

(背景：問題の所在)

社会学分野においては、住民運動、市民運動（「運動」）と市民活動およびNPOの連続性や、それぞれの社会的な位置づけをめぐる議論が存在する。たとえば日本社会学会の「社会学評論」(Vol.57, No.2/2006)において、道場親信が提起した議論はその主たるものである。道場は、1960～70年代における住民運動と市民運動の間には未解決な議論が残っており、議論が尽くされていないことで、現在の市民活動・NPOに至る運動の「段階論」という誤った歴史的認識が生じているとする（道場2006）。

この問題提起はまた、「運動」と市民活動・NPOの関係について両極の理解が存在することを示唆するものである。一方は、「運動」が変質した結果として「体制に取り込まれた市民活動・NPO」が誕生したという理解である。この理解に基づけば、現在の「市民活動・NPO」の有効性は棄却されてしまうこととなる。もう一方は、「運動が進化したものが市民活動・NPO」であるという理解である。この理解にしたがえば、現在も活動する「運動」の意義を否定することに繋がる。これらの両極の理解については、前者を「体制内化論」、後者を「進化論」と呼ぶこととする。これらの理解に基づいた運動からNPOに至るプロセスは、図1のように示すことができる。

このように議論は、住民運動や市民運動、市民活動などの各概念を丁寧に捉え直し、各概念の関係性を明確にする必要性を提起したといえる。それに応えるように西城戸誠は、社会運動概念を拡張する必要性を唱えるとともに、「さまざまな主体や活動自体の量的・質的变化を実証する必要」があることを指摘した（西城戸2008:23）

本論はこの西城戸の提案に同意するものであるが、まずその前に各用語使用がどのような変遷をたどったのか、またそれぞれに用語にどのような意味や思惑が込められ、概念が形成されていったのかをみる必要がある

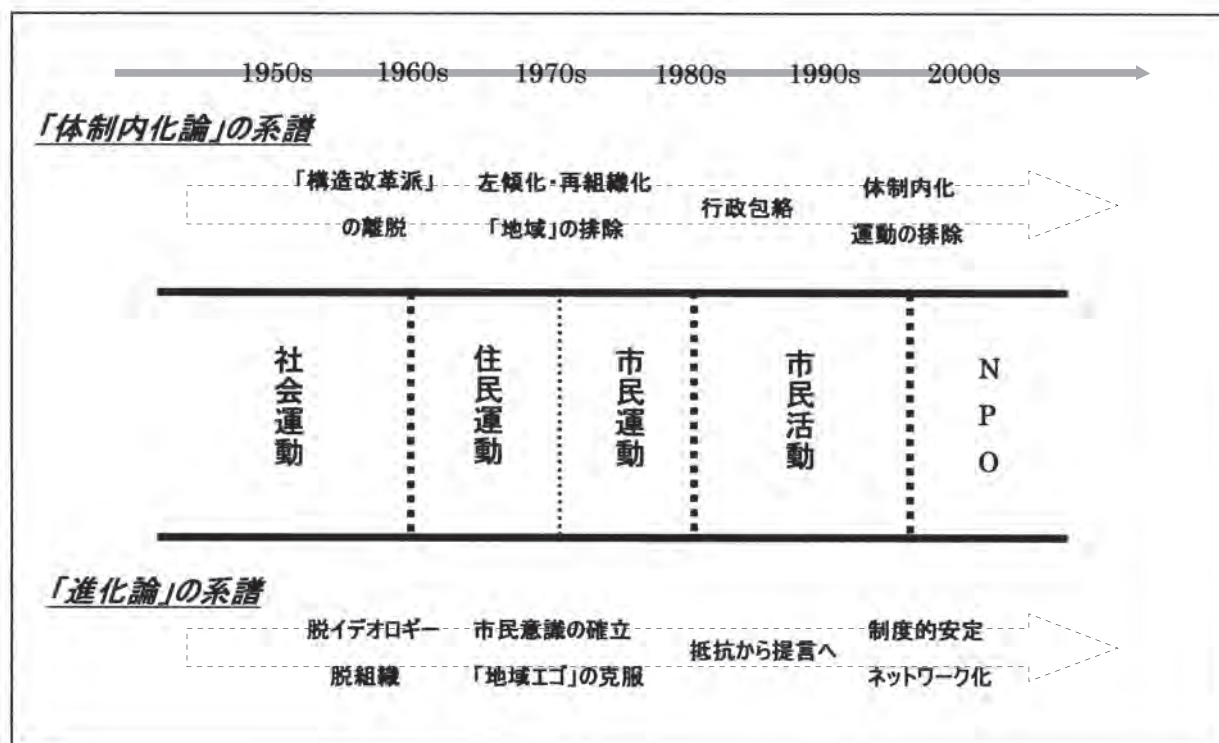


図1 運動からNPOへ至る「単純段階図」

1 道場はこの理解のことを「段階論」と名づけ、運動からNPOへの歴史的経緯を段階的に論じた「段階論」は、後に来るものが望ましいという（進化論的な）含意がある誤った運動理解であるとし批判をした。

と考えた。

先述した議論について、量的調査（町村 2009）を通じて検討をした論者に、丸山真央、山本唯人がおり、それぞれに結論を述べている。

丸山は、市民活動団体の類型化（労働運動、平和運動、「新しい社会運動」、NGO、NPO）をおこない、それぞれの関連を検証した。その結果、団体の結成時期からも（従来の労働運動ではない、新しい）社会運動から NPO へという歴史的な主流交代がみられたことを述べている（丸山 2009:49）。

また山本は、運動の可視的側面（組織、人脈）とリーダーの価値意識という 2 つの側面から、1960 年代の社会運動が、現在の「市民社会組織（趣味や文化的活動を含んだ広義の市民活動団体）」の形成にどのような影響を与えたのかを検証した（山本 2009:139）。山本は、「60 年代を中心とする『社会運動の噴出』から 70 年代を分水嶺とする『市民社会組織』への移行は、単なる『断絶』ではなく、『断絶』の契機を含んだ『再編成』のプロセスと表現するのが適当」（山本 160）であると結論づけている。

このように丸山や山本の結論は、1960 年代の運動と市民活動、NPO の関連性を認め、それらには連続性があることを証左するものである。ただし、どのような質の繋がりがあのかは別途、検証する必要があると考え、このことも本論の対象とする。

（目的）

本論の目的は問題の所在を受け、1960 年代に展開した住民運動および市民運動と、市民活動や NPO などで構成される現在の NPO セクターのあいだには「連続性」が存在することを前提に、それぞれの概念や関連性を整理することである。

そのためにまず「市民活動」を中心に、類似、近接した用語があらわれた経緯や使用実態をその社会背景を含めて把握する²。そしてどのような集合行為にたいし「市民活動」という用語が適用されはじめたのかという、概念の形成初期に着目し、現在における市民活動概念の多義性や、行政との強い関係性についての要因を探り

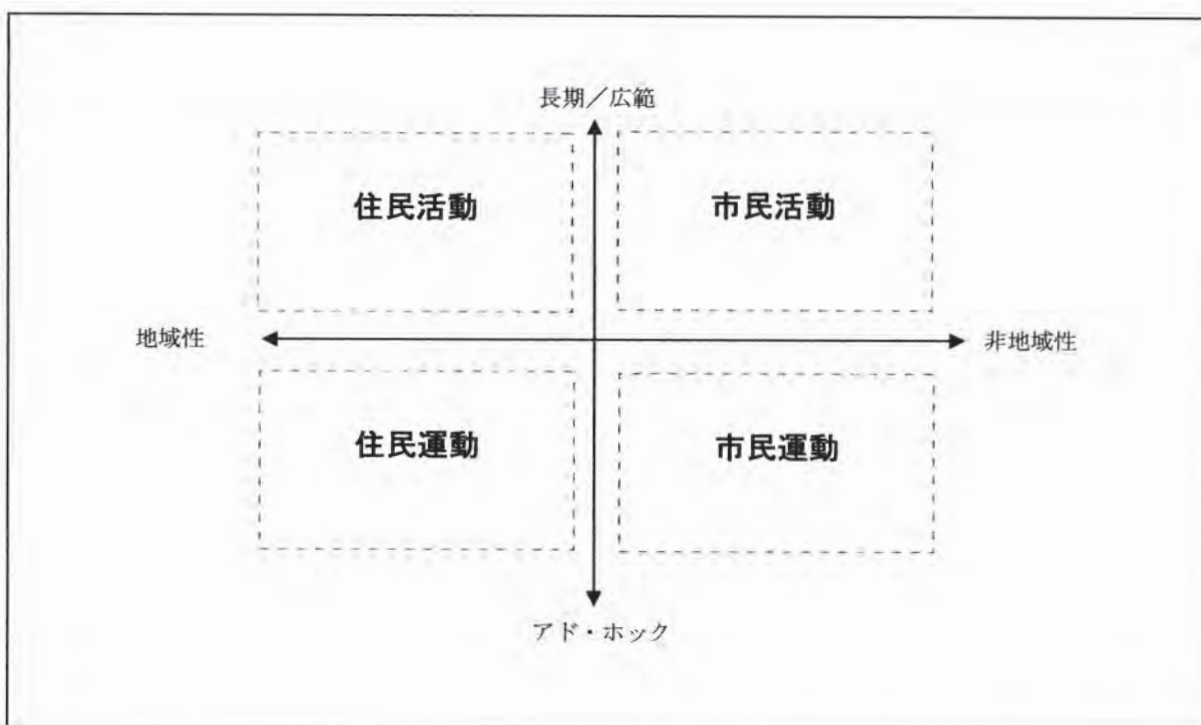


図2 住民／市民、運動／活動の「単純分類」

2 別途、市民活動団体を対象とした質的研究において導きだされた、当事者による市民活動の主観的意味との比較をおこなうため、本論では用語使用の経緯や概念の形成過程という、市民活動の客観的な側面に着目した。

たい。

このように、市民活動の概念を整理することで、現在のNPOセクターの源泉や、社会的な位置づけについて提示することができ、さらにNPOセクターに存在する課題や、今後のあり方にたいする提言の根拠になると考える。

(方法)

市民活動に類似もしくは隣接した用語には、住民運動、市民運動、住民活動などがある。これらはそれぞれ、住民と市民、運動と活動という言葉の組み合わせで構成されている。図2では住民と市民、運動と活動の軸を設け、各用語を象限にして示した。このように各用語は、担い手の属性や集合行為の形態の違いで分類することが可能である。たとえば住民と市民は、イシューや担い手の地域性・非地域性などで分けられ、運動と活動は、アド・ホックか長期・広範と対応の仕方などでわけることができよう。

しかし実際には、それぞれの用語にはさまざまな含意があり、図で示したように単純に分類することはできない。そのため象限で分けられた各用語をひとつひとつ追うことによって、それぞれの用語に付与された特別な意味(概念)を把握する必要がある。

そのため、まず「市民活動」とその類似用語との関連に着目する。そして、先行研究およびその用語が使用された文献の分析から、それぞれの用語があらわれた背景や経緯を含め、用語使用と概念形成をまとめたい。その際、研究者などによる客観的な用語使用や定義づけと、当事者の主観による表現の違いなどに留意しながら分析をすすめることとしたい。

つぎに「市民活動」にかんする先行研究を参照し、市民活動というものがどのような経緯や背景によってあらわれたのか考察し、さらに市民活動という用語が一般化する契機となった事例の提示をおこないたい。

本来、「市民活動」概念を総合的に把握するには、その「用語使用」および「活動実態」についての両者の考察が必要だろう。本論は前者である「用語使用」についての考察をおこなうという位置づけにあるため、その結論は、市民活動というものの一面性のみを提示することとなる。市民活動の実態にかんする考察は、別稿(松元2009a, 2010, 2011)にておこなっているため、両者を合わせて参照されたい。

2. 類似、近接する用語

2-1. 社会運動／住民運動・市民運動

本章では、市民活動に類似もしくは隣接した用語について考察するが、その前に従来から用いられる「社会運動」とは別の枠組みで、「住民運動」および「市民運動」という用語がどのように使用されはじめたのか、その経緯をみることにしたい。

北川隆吉によれば社会運動とは、「何らかの結社を有し、集団としての統一的行動と規律が存在し、一定の目標を持ち、その中に指導者を有して、一定期間持続的に社会変革、改良のために行動するようなあらゆる運動」(帯刀・北川[1958] = 2004:28)のことをいう。この定義にしたがえば、住民運動、市民運動いずれもその条件に当てはまるため、両者は社会運動のひとつの形態であるといえる。

「従来からの社会運動」の停滞がいわれた1960年代以降、住民運動、市民運動という用語は一般化しており、学生運動などとともに新しい形態の運動として認識されはじめる。ここでいう従来からの社会運動とは、労働運動や農民運動といった階級をめぐる「イシュー(争点)」を主題としたものを指し、多くはイデオロギー闘争を含んだ、経済や政治的な領域における包括的なイシューをめぐる争うものである。いっぽう住民運動や市民運動は、従来からの社会運動と比較すると、より個別具体的なイシューを持ち、運動はそのイシューの解決を目標とすることが多い。

たとえば住民運動は、高度成長期に伴う地域への副次的な影響にたいする異議申し立てがその目的の中心であり、具体的には公害や乱開発にたいする反対運動などが該当する³。また市民運動は、地域性とは関連のない、もしくは地域性に主軸をおかないイシューにも取り組むものとして、従来の社会運動とは異なる組織で展開される運動をいう。例えばベトナム戦争をめぐる、反戦と平和をイシューとした「ベトナムに平和を！市民連合

(以下、ベ平連とする)」のように、一般市民の個人的な参加による運動が代表的である。

住民運動や市民運動には、従来の社会運動のように政党や組合などの組織が関与するものも少なくはなかったが、いずれも主たる担い手が一般的な個人（住民/市民）であり、またそのことが強調された運動であることが特徴といえる。このように個別具体的なイシューを主とすることや担い手の性格など、住民運動と市民運動とは重なる部分が多いが、住民という担い手の地縁性を強調したものが住民運動、既存組織や政党によらない、市民という担い手の個別性を強調したものが市民運動であるといえるだろう⁴。

2-2. 住民運動／市民運動

2-2-1. 住民運動論

ではつぎに住民運動と市民運動の「違い」をみてみよう。それぞれの運動を定義づけ論じられた「住民運動論」、「市民運動論」と呼べる先行研究が確立されているため、まずはそれらを参照して両者の基本的性格をとらえることにしたい。

住民運動が「住民運動論」として、従来の社会運動と別の枠組みで捉え始められたのは1960年代末からであり、70年代に入ってから一般化する⁵。住民運動論の主な論者には、宮本憲一、似田貝香門、奥田道大、中村紀一などがおり、いずれも1960年代前半より各地域において顕在化した、高度経済成長への「反作用」として住民運動を捉えている点で共通する⁶。またそれぞれの運動は「地域や生活の具体性に立脚」（庄司1989:252）しているという認識にも共通性がある。

住民運動論で対象となった具体的な住民運動は、1963年に始まる「沼津・三島・清水コンビナート計画反対運動⁷」、1966年に始まる「横浜新貨物線反対運動」、69年の「反国道公害運動」、74年の「苫東（苫小牧東）開発反対運動」などがある。このように住民運動は、高度経済成長に合わせて策定された「新産業都市建設促進法（1962年制定）」や、「全国総合開発計画（1962年策定）」、「新全国総合開発計画（69年策定）」に基づいた産業都市整備や、国土開発に異議を申し立てる作為阻止型の運動であることが多い⁸。

（住民運動「冬の時代」：「断絶論」の起源）

1970年代に入ると、71年のニクソン・ショックや73年の石油危機を転機に、日本経済も高度成長期から安定成長期へ移行する。経済成長のかげりとともに、全国各地において展開された「住民運動」も停滞し、70年代後半以降はいわゆる住民運動の「冬の時代」といわれるようになった（庄司1980=1998:192）。

庄司は住民運動の停滞の理由として、運動の展開が高度成長の反作用という枠内にとどまっていた点を指摘し、それゆえに「経済、社会の沈滞期に合わせて停滞」をしたと分析する。さらに運動が「アド・ホックで制度化されていないだけに、不況後のゆるやかな景気回復のなかにあってもその再活性化の契機をつかみかねている」（庄司1980=1998:196）と評した。

3 藤林泰は、高度成長期の公害反対運動を1950年代半ば～60年代半ばの前期と、60年代後期～80年代の後期に分けたうえで、予防闘争としての反対運動へと質が変化した後期に「住民運動」という用語が定着したとする（藤林2008:67）。

4 帯刀治は、社会運動を実際的な研究対象とする場合、運動の構成要素に着目する必要性を述べた（帯刀2004:39）。その構成要素とは、①運動目標、②運動主体、③運動組織、④規律・指導性、⑤成果と社会的機能である。従来からの社会運動と住民運動・市民運動の違いをこの構成要素からみれば、①の「目標（包括的/個別的）」と②の「主体（政党・組織/個人）」の違いがあるといえる。

5 片桐新自によれば、もともと社会運動研究の主流は理論的研究であったが、1970年代に入ってから住民運動を実証的に捉えようとする動きが活発になった（片桐2011:210）。

6 似田貝は、住民運動の成立の理由として、「〈高度成長〉期における〈都市と農村の対立〉」という「地域の構造的問題」を挙げている（似田貝1976:12-6）。また住民図書館の丸山尚からは「住民運動の中からミニコミが発行されるようになるのは、67年頃からである」との指摘がある（住民図書館1992:13）。

7 宮本は、「資金力や権力はないが、学習・調査・白書づくりという教育活動を通じて運動が拡大（中略）、これが三島・沼津型運動といわれた方法論であり、以後の住民運動の原則となった」と述べ、同運動を以降に続く住民運動のさきがけと位置づけ、戦後の環境・開発政策の転換を促したとする（宮本2003=2006:107）。

8 中村は自著では反公害住民運動を中心に取り扱っても、本来、住民運動は多様性をもつもので、その中には「町づくり運動」なども含まれるとの見解を示している（中村1976:47-8）。

また、住民運動の研究者であり当事者でもあった中村紀一も、住民運動が「70年代半ばには次々に『敗北』を喫し」、78年頃から「冬の時代」に突入したことを認識している（中村 2005=1976:249）。中村はこの時期を住民運動の「反省期」とし、第一の反省点として、運動当事者の「ウチ意識」を挙げている。つまり運動内部で一種のなれ合いが生じたことで相互評価が甘くなり、内部批判が起これにくくなったと分析している。運動の発展のためには、反省点を踏まえ、運動の中の個のあり方を真摯に考えることが必要であり、それができてはじめて他の運動や組織との連携が可能になるとした（中村 1976:39-41）。

一方、「横浜新貨物線反対運動」の中心人物であった宮崎省吾は、住民運動の敗北には二つのパターンがあったことを指摘する。ひとつは「運動の左翼化による内部分裂と先細り」である（宮崎 1970=1975:116）。左翼勢力により住民運動は、資本と労働の階級闘争の一環として位置づけられ、住民の労働者化を要求されてきたとし、そのことにより住民運動の内部分裂が引き起こされたと分析している。

またもうひとつのパターンとして宮崎は、「地域エゴイズム攻撃による社会的孤立」を理由として挙げる（宮崎 1970=1975:116）。「地域エゴイズム」とは、いわゆる「NIMBY (Not In My Back Yard)」と同様、自分たち（の地域）さえ良ければという利己的な意識とされ、当時の住民運動にたいする批判の根拠となったものである。つまり住民運動は、利己主義的な地域エゴイズムに基づいたものだとラベリングがなされ、一般市民の理解や支援を得ることができず、弱体化していったと宮崎は分析する。

宮崎は、本来は地域エゴイズムこそが「公共の福祉」を盾にした権力側の論理に対抗する力となるとし、「そもそも公共の福祉が、住民それぞれが住んでいる地域がよくなる、あるいは悪くなるのを防ぐということと矛盾し、対立するということが自体がおかしなこと」であると指摘をする（宮崎 1970=1975:139）。つまり地域エゴイズムは自分たちさえ良ければという単純な意識ではなく、その積み重ねの総体が全国の住民（=国民）が求める真の「公共の福祉」になるということである。

（地域エゴ批判から理念的市民運動への展開）

しかしながら宮崎の主張する地域エゴイズムは、その真意を理解されず、そればかりかマスメディアによっても批判されることとなる。その一例として雑誌『朝日ジャーナル』の論評がある。

朝日ジャーナルは、1968年に「市民運動」の懸賞論文を募集し⁹、宮崎の論文「横浜新貨物線に反対して」を準優秀作とする。優秀作に至らなかった理由として、宮崎らの運動が「本当に平和の問題まで考えているのかどうか、疑問」であり、「運動に地域エゴイズムを残しているのではないかとの疑い」（朝日ジャーナル編集部 1968:21）があるためとした。つまり地域エゴイズムを残している運動は、市民運動としては好ましくないという見解を、朝日ジャーナルは示したのである。

このように「住民運動=地域エゴイズム¹⁰」というラベリングの広がりとともに、運動内のウチ意識による批判低下、左傾化による内部分裂、さらには経済低成長期への移行という社会的背景の影響を受けながら、住民運動はその勢いを失っていった。

以上の要因により引き起こされた住民運動の「限界」に際し、ウチ意識を脱した連携・連帯、脱イデオロギー化、地域エゴイズム批判の克服が運動内外から上がるようになる。そのキーワードとして「市民」という理念型が登場する。

たとえば庄司は、政党や組織とは関係ない文字通りの住民が担った住民運動に一定の評価¹¹を与えながらも、そのさらなる進展のために「地域性を紐帯とする住民と知識を紐帯とするインテリゲンチヤとの連帯」（庄司

9 朝日ジャーナルは、1968年3月17日号「特集・市民運動の高まり」において「私にとっての市民運動」というテーマで懸賞論文を募集した。

10 そもそも「地域エゴイズム」という言葉は、住民運動の特性を指すものではなく、市民運動と呼ばれるものにも存在する事が語られている。また70年代初頭は住民運動と市民運動との弁別もあいまいであった（横山 1973:142-3）。

11 庄司は、「これまでの住民運動のうち相当数が、実際には政党や労働組合の関係者によって創出され、発展させられてきたことは一方の事実である。しかしまた他方では、こうした組織に関係のない文字通りの住民がさまざまな運動を起こし、社会変革のエートスやヴィジョンにかかわる新鮮な問題提起をしてきたことも事実である」と、住民運動は従来の社会運動を批判的に継承し、発展してきたと捉えている（庄司 1980 = 1989:211-2）。

1980 = 1989:212) を唱えた。

そして「住民は、地域という形で与えられる、社会の、ある特定の形態学的・生態学的存在形態を共有する人びとの集団なのであり、(中略) たいして、市民は、市民社会の主権者として、この社会の基本的な価値理念すなわち普遍主義 (universalism) を共有する人びとの集団であり、その意味で逆に空間的あるいは地域的には限定されない。」(庄司 247) と分類、定義づけしたうえで、住民と知識層である「インテリゲンチヤとしての市民」の連携の必要性を示唆している。

一方、中村は「『住民』の紐帯をもたぬ『市民』の意識的連帯など所詮まやかし」にすぎず、「『市民』の語のもつ『普遍的』な響きは『特殊』を空洞化し、希薄化してしまうのではないかと、住民の紐帯の重要性と市民の概念の脆弱性をことわったうえで、「そこに根を置いた上で住民の紐帯を市民の連帯まで展開する必要がある (中村 1976:186)」と、あくまで住民運動のもつ地域とイシューへのこだわりをベースとした連帯が必要であるという見解を示した¹²。このように庄司も中村も、地域的な紐帯をもち、イシューに直接的な利害関係をもつ住民というものを重視しながら、理念的な市民の可能性に言及している。

しかしながら次第に市民という用語は理念的側面が強調され、住民を超越したものという意味を帯びるようになる。たとえば先述した「横浜新貨物線反対運動」にたいし、断固たる態度を取り続けた飛鳥田一雄横浜市長¹³を擁護した「辻堂南部の環境を守る会」事務局長の安藤元雄氏¹⁴は、「市民運動の飛鳥田が住民運動を弾圧するのは理の当然だ」(宮崎 1976:70) と、市民運動の住民運動にたいする優越性を述べた。この例のように、市民運動は住民運動を克服した形態であるという理解がすすみ、住民運動から市民運動へという「発展論」へと変化していった。ここに、現在にまで至る運動～NPO 進化論の原型が見られる。

2-2-2. 市民運動論

ではもう一方の「市民運動論」の展開をみていきたい。

日高六郎は 1960 年の安保改正反対運動のなかに、従来の運動とは異なる形態をもつ「市民運動」の登場を見出し、その特徴から①無党派であること、②政治的野心をもっていないこと、③担い手がパートタイマー的参加であること、④非組織的で自発的な参加であることと定義づけた (日高 1960=1973:39)。庄司も同様に、市民運動のルーツとして「60 年安保闘争」を挙げ、さらに日本のそれは世界の市民運動の原型になったとしている (庄司 1989:236)。

60 年代の反戦、平和運動が市民運動の始まりとする見解は、研究者以外も同様である。住民運動、市民運動のミニコミ誌を収集・公開・保存してきた住民図書館館長であった丸山尚は、「ベ平連」によって 65 年 10 月創刊された「ベ平連ニュース」は、市民社会に大きな影響を与え、「その後にくささまさまざまな市民運動の原型となった」(住民図書館 1992:13) としている。

また朝日ジャーナルは、1968 年 1 月におきた「佐世保エンタープライズ寄港阻止闘争」をきっかけに、市民運動が日々に高まっていったとし、日本における民主化運動はこのような市民により推進されると想定している (朝日ジャーナル 1968:20)。

以上のように市民運動は、「60 年安保」を契機に 60 年代に展開したとされ、後に続く「70 年安保」における非政治的で非組織的な運動や、ノンセクトの学生が中心となった「全共闘」による学生運動、また女性運動などへも影響を与えた。

市民運動の第一の特徴は、従来の社会運動とは異なり、担い手が一般の市民であることである。非政党、非組織を際立たせる意味でも「市民¹⁵」という用語が使用されたのである。その点では先述した住民運動とも共

12 中村は「『住民』の運動とはこうした紐帯があればこそ長期に闘争を持續させることが可能であろう。」と述べたうえで、自らの転居を契機に関わっていた国道郊外運動への熱意が冷めてくるのを感じ、「そこに住み、運動することの強みをはっきりと理解した」と述べている (中村 1976:185-6)。

13 第 18～21 代横浜市長で、在任は 1963 年 4 月～78 年 3 月。横浜市長在任前は、左派社会党所属の衆議院議員であった。64 年に「全国革新市長会」を結成、初代会長をつとめる。

14 フランス文学者、詩人。1967 年に「辻堂南部の環境を守る会」事務局長就任。現在は明治大学名誉教授。

15 政治学者の石田雄によれば、もともと政党組織主導でない運動を市民運動とし、単に「労組以外の国民」を「市民」としていたとする。(http://www.asahi.com/culture/news_culture/TKY201006140176_02.html アサヒコム「60 年安保・半世紀目の問い」2011 年 5 月 20 日確認)

通しているが、比して住民運動は、「担い手」の属性や「イシュー」の内容により分類された、一種の市民運動であるとも考えられる。

つまり学生が担い手である運動を学生運動と呼ぶのと同様に、地域住民が担い手となるものが住民運動であるという定義も可能であり、またイシューに着目すれば、平和を争点としたものを平和運動、女性性が争点となるものを女性運動とするのと同様、居住地域における住民の問題が争点である住民運動という位置づけが可能とある¹⁶。

以上みてきた通り、まず従来の社会運動と弁別する目的で「市民運動」という用語が用いられ、さらに市民運動のなかでも、地域をキーとした担い手やイシューに焦点をあてる用語として「住民運動」というものが位置づけられたと考えるのが適当であろう。

しかしながら前述したように、1970年代半ば以降の住民運動の「限界」を受け、その「克服」としての市民運動が一方で語られるようになる。以下、「市民」という用語が「特別」な意味を帯び、市民運動が住民運動と比べ、より「理想的」であるように語られはじめた背景について考察したい。

(自立した市民：「生活世界」の拡張)

市民運動が理念的に語られる際、「市民」という言葉に込められる意味は二つの側面をもっていると考えられる。ひとつが「自立した市民」、もうひとつが「能動的な市民」である。前者は、市民の自己規定や社会問題にたいする態度といった認識の側面に着目し、後者は社会への参加やはたらきかけなど、市民の行為の側面に着目し、それぞれ運動について論じているものである。また前者は、市民による「生活世界」の拡張をこころみ、後者は「システム」との交渉に焦点をおく考えであると分けることが可能である。

まずは「自立した市民」という側面に着目し、市民運動を論ずる立場をみていきたい。この立場は、規範的(普遍的)な価値を内面に持った市民が、その価値に基づいて結びつき、展開された運動が市民運動であるとみなすものである。エゴイズムを超えた規範的(普遍的)価値や行動原則をもつ運動主体は、政治学者の松下圭一によって示された。このような主体を松下は「市民的人間型」と呼んだ(松下1975)。

松下のこの「市民」像は、理念ではなく、規範的な実在として想起されていることが特徴である。そして「市民は、主権者であり公共政策の形成主体である(松下1975:123-4)」と述べ、市民こそが公共性そのものであることを強調する。これにしたがえば、公共を創出するのも公共性を担うのも市民であり、市民運動は、公共領域における問題を発見し公共の福祉を促進する媒体ということになる¹⁷。

庄司は松下の考えを援用しながら、「市民という言葉は自治(self government)という言葉と密接不可分であり、市民運動の最大公約数的目標は市民自治であるということもいえる」(庄司1989:241)と述べる。さらに庄司は、市民運動が求めているものは「自分たちの運命を自分たち自身で決定する権利、自分たちの生活の仕方を自分たち自身で決めるために、生産様式から政治形態および文化まで含めて、自分たちの社会の基本的なあり方を自分たち自身で決定する権利」(庄司1989:241)であるとした。

このように、市民運動は市民自治、ひいては「市民社会¹⁸」を実現するための手段であるとの考えが隆盛する。このような考えは、現在の「市民論」や「市民社会論」の源流となるものであり、いわゆる「新しい公共」という概念へと結びつく端緒となっている。

またこのような市民の位置づけや市民運動にたいする考え方は、当時の革新政党の志向、とくに「市民社会

16 住民図書館の『ミニコミ総目録』では、「住民運動・地域活動」をひとつの項目として分類している(住民図書館1992)。

17 松下によれば、「市民運動は都市・公害問題をめぐって具体的な論点を提起」するものであり、「市民福祉の整備のためのシビル・ミニマムの保障」を全般的な政策課題としてきたとする(松下1975:101)。

18 岡本によれば、市民社会の歴史はおおまかに3段階で示すことができるという。第一段階は古代市民社会論(古代ギリシャ、ローマ)で示された「政治共同体と市民社会とが同一」であった段階、第二段階は近代市民社会論(啓蒙思想からヘーゲルなど)における経済領域が中心の市民社会で、国家からの相対的自立を特徴とする。第三段階は現代市民社会論(コーヘン、アラート、パットナム、ハーバーマスなど)で示されるもので、市民の自発的な社会活動が概念の中心となっているとする。現在の「市民社会」は、第一段階からは「政治、公共領域を担う市民」を、第二段階からは「国家に対する相対的自立」という視点を引き継いでいるという(岡本2006)。

主義¹⁹」とも親和性が高いものであった²⁰。市民社会主義派は、産業社会、高度成長の負の部分の克服をこころみた市民運動を評価するとともに、より政治、公共領域へと影響を及ぼすために、基礎自治体レベルにおける市民参画の道を目指すようになる。これらのことを背景として、60年代後半から各地において革新自治体が誕生、全国的に展開する。

(能動的な市民：「システム」との交渉)

またもうひとつの理念的「市民」として、権力と対等に交渉する「能動的な市民」という考えがある。政治的な領域への市民参加は、民主主義の再構築や、都市における非人間的な生活の人間化 (humanization) のため不可欠であり、運動はその直接的な一形態であるという立場をとり (篠原 1973)、代表的な論者として篠原²¹が挙げられる。

篠原は、政党や労組が社会問題を解決するものとして十分機能しないことや、都市問題、公害問題などの新しい争点 (イシュー) が次々起こるといった状況のなかで、市民運動は一斉に開花したとする (篠原 1973:19)。そのため市民運動は、組織として非定形的なものであり、さらに散発的に生まれるという形をとる。

篠原によれば市民運動の発生は、まず市民の抱いた問題意識からはじまり、自己主張から告発、運動へと進展するという。さらに市民運動の形態は、「対症療法的 (市民) 運動²²」から「予防的市民運動²³」へ、そして「参加的市民運動²⁴」へと発展する。いわゆる抵抗から参加へというプロセスをたどることである。

まず対症療法的市民運動とは、「企業その他の活動によってこうむった人的および物的被害」にたいする「生活防衛」から発する運動を指し、あくまである事象にたいする反作用であるため、事態を先取りできないという弱さをもつとした (篠原 1973:21)。そしてその一歩進んだ形態として「予防的市民運動」が位置づけられる。この段階の運動は、たとえば開発計画が実施された場合の影響を科学的に示すなど、争点を明確化するという手法をとる²⁵。またつぎの段階である「参加的市民運動」とは、抵抗よりも参加としての契機の強い運動²⁶であり、それがすすめば「交渉としての市民運動」の形態をとり、さらには「制度としての参加の形をとるようになる」可能性があるという (篠原 1973:22)。

このように篠原は、市民と権力との関係性を「抵抗」、「参加」、「交渉」、「制度」という段階で示すことで、運動の変化の説明をおこなった²⁷。市民参加の制度化については、アーンスタインの「市民参加の八階梯

19 市民社会主義とは、革命ではなくいわゆる体制内改革を目指す考えであり、変革の対象は資本主義ではなく、市民と市民社会を従属化させる産業社会であるとする。そして産業社会を市民社会的諸価値に従属させることを目的とした。その担い手が市民であり、「市民的人間型」に基づいた行動＝市民運動である (植村 2010:246-7)。

20 植村によれば、松下圭一の思想は、いわゆる「マルクス主義構造改革派」に大きな影響を与え、当時の社会党書記長江田三郎ら構造改革派の唱える「市民社会主義」を支える礎となったとする (植村 2010:242-50)。植村によれば、「市民社会主義」とそれに結びついた「市民社会派マルクス主義」による市民社会論は、80年代に入り「企業共同体」「会社主義」の言説とヘゲモニー闘争に敗北し、終焉を迎えたとする (植村 2010:296)。

21 1971年から76年まで出版された雑誌『市民』は、篠原らが編集にかかわり、「市民」や「市民運動」の概念形成に大きく寄与した。篠原によれば、雑誌「市民」において取り上げた運動を時系列にみると、「公害反対運動につづいて、消費者運動、廃棄物運動、そして差別と偏見に反対する人権運動がつづき、そのあとにコミュニティ運動とかボランティアの問題が顔を出すようになる」と、「市民運動」の変遷を分析している (篠原 2004:44)。

22 篠原は、「対症療法的運動」、「対症療法的市民運動」とふたつの使い方をしている。

23 篠原は、日本における市民運動はこの「予防的」な弱さがあるとし、さらに専門家の協力が乏しいことも指摘している。

24 丸山尚は、「参加的市民運動」の先駆的事例として1972年に発足した「足利市市民連合」を挙げ、次のように評した。「足利市市民連合は、“市民参加”理論を、具体的な形で地域に根づかせるための先駆的運動であった。行政 (官) に対し、市民が意見を提示して政策決定に参加するためには、一人一人が“住民”から“市民”へと成長を遂げなければならないという自覚から出発している」 (丸山 1989:67-8)。このように、参加的な形態の市民運動が現れてきたことを認識するとともに、参加の段階より、住民から市民へという担い手の意識の進展があることを見出した。

25 篠原は、予防的市民運動の先駆的なものとして「三島・沼津・清水コンビナート計画反対運動」を例示した。また1971年からはじまる「京滋バイパス反対運動」も同様の形態であるとする (篠原 1973:21-2)。

26 抵抗よりも参加の契機が強い運動の例として、1967年練馬区からはじまる東京都特別区における区長準公選運動などが例示されている (篠原 1973:17-8)。

27 ただし市民運動の段階は、単なる分析枠組みに過ぎず、それぞれの運動は複数の側面をもつことを篠原は指摘する (篠原 1973:19)。実際に「市民運動の段階が進んだにせよ、運動の相手 (敵手) は多少なりとも政治的および社会的権力をもった存在であるため、運動としては抵抗運動に回帰する側面を放棄できない (同上 22-3)」とする。

(Arnstein1969)」の理論を援用しながら、市民の政治的「参画」や「自治²⁸」を構想している。一方で運動や参加の進展による制度化の展望を述べながらも、「市民参加はつねに<行政的包絡>の危険性がつきまとう」(篠原 1973:26) という指摘もする。

このように篠原は、市民による運動と制度参画の両者の弱点を捉えつつ、最終的には「運動の制度化」を進めながらも、「制度の運動化²⁹」という運動回帰への姿勢を持ち続ける必要性を述べた(篠原 1973:27)。

(横のつながり)

篠原はそのほかに、市民運動は横のつながりである「連合」という形態をとることを指摘している(篠原 1973:21)。これは「それぞれの運動のイニシアティブを尊びながら、しかも連帯していくため」の方法であり、ベ平連がいち早くこの形態をとったとする。横のつながりについては、日高によっても「市民」の限界性を克服する可能性として示されている。

日高によれば市民運動は、目標の部分性や活動のパートタイマー性という限定条件をもつが、部分目標のなかに全体を見出し、志の全体性(普遍性)に結びつけば、その特性が積極的に生きるとした(日高 1973:59)。そして従来の社会運動の組織がとった「中央集権制」とは違う、民衆の底の底からの運動をくみだてる発想と、既成の全国組織にたよらない自前の運動をつくる可能性を市民運動に見出している(日高 1973:54)。ここには従来のピラミッド型の組織による運動から、新しい連帯(ネットワーク)という形の運動へという発想がみられる。

以上みてきた通り、市民運動の「動的で段階論的な説明」と「制度化への展望」、また「連帯という方法」は、次第に確立してくる「市民活動」概念にも影響を及ぼしていることがわかる。

2-2-3. 住民運動 / 市民運動の分類のまとめ

ここでは再度「住民運動」と「市民運動」の特徴と相違点をまとめ、なぜ市民運動が住民運動の進化形として理解されるようになったのかを考察したい。くりかえしになるが「住民運動」も「市民運動」も、従来の社会運動とは形態を異にするかたちであらわれた集合行為である。担い手はいずれも、組織に由来しない個人の主体的な参加で構成されている。またイシューは個別具体的なものであることが、従来の社会運動とは異なる点である³⁰。

まず「住民運動」は、1960年代前半より高度成長期の生む負の状況にたいする反作用、もしくは異議申し立てとして顕在化し、60年代後半から高揚した。しかし70年代の低成長期に入ると、住民運動も次第に低迷を見せ始め、70年代後半には「冬の時代」に入ったといわれる。その理由は、運動の内部要因として「自己批判の低下」、「左翼化による内部分裂」などがあり、また外部要因として、社会的状況の改善によるもののほか、運動にたいする「地域エゴイズム」批判があげられる。

住民運動のイシューは、高度成長期における産業化や、開発などに起因する直接的な利害にからむものが主であり、その形態は作為阻止型をとることが多い。また運動は時として、反対する科学的根拠を提示することで計画を中止させるという戦術をとった。また担い手は、イシューによって直接利害が及ぶ地域に居住する「住民」が中心となった。

28 篠原は、アーンスタインの「情報提供 (Informing)」、「相談 (Consultation)」、「宥和 (Placation)」の段階をまとめて「参画」とする。同様に「パートナーシップ (Partnership)」、「権限委譲 (Delegated power)」、「自主管理 (Citizen control)」の段階を「市民権力」による「自治」とした(篠原 1973:25-6)。

29 バーガーの概念を援用すれば、制度の「物象化」を克服するための「脱物象化」が必要となるということである(Berger and Pullberg 1965=1974)。

30 市民運動へのマルクス主義からの批判として、日高の紹介がある。それによれば市民は資本主義的なものであり、市民の個人主義的立場というものは、労働者階級を中心とする集団主義的立場と思想的原則で異なるため、マルクス主義者は市民運動でなく、あえて住民運動という言葉を使ったとする。それにたいする市民運動からの反批判には、第一に革命を目標としていないから批判は的外れということ、第二に革新政党のやり方においても革命はできるのかということ、第三にそれはまたどのような革命であるのか、従来のイメージで今後の革命を覆るのかという疑問などがある(日高 1973:45-6)。

一方の「市民運動」は、1950年代末からの「60年安保闘争」をきっかけにあらわれた集合行為をさす。1960年代に高揚し、その後の革新自治体の台頭にも影響を及ぼした。また70年代後半の「住民運動冬の時代」を克服するものとして、市民運動が提唱されたりもした。

市民運動は平和、自治、女性性、マイノリティ（障害者など）の権利擁護といった価値観を争点とする運動が中心であり、運動が近接する 이슈へと影響を及ぼしながら広まっていく場合が多い。担い手は、一般市民が中心であったが、知識層がその構成に関与する場合も多く、また戦術にも大きく影響を与えた。

このように住民運動と市民運動との違いは、イシューの特性、イシューに起因する担い手の属性や戦術などの対抗手段の違いなどによるものであることがわかった。したがって両者は、地域性に特化したイシューである住民運動、イシューの共有、共感が参加要因となる市民運動と分けられるとともに、地縁性に由来した担い手を中心とする住民運動、自主性に基づく参加の市民運動というように、担い手の属性によっても分けることができる。こういった運動の特性による分類は、従来の社会運動から住民運動・市民運動が差異化された論理と同様である。

両運動の分類について篠原は、「運動が自己認識をはじめた段階でも、あるものは自らを住民運動とよび、またあるものは市民運動、さらには地域闘争とよび、自己規定の点でも分散している」と述べ、「運動が類型的にいかなる範疇にぞくするかはもとより事後的な分析の問題」であるとしている（篠原 1973:19）。

（「地域エゴイズム」批判）

では、住民運動の進化形として市民運動が語られるようになった理由はなにか。運動から始まり、NPOに至るいわゆる「（発展的）段階論」は、たしかに道場の指摘するように「市民（運動）」「住民（運動）」の概念整理の中にその原型がみられる（道場 2006：246）。

その原型ができあがった要因には、運動の「敵手」サイドから語られはじめ、一般的に広まった運動への批判が指摘できる。宮崎はこれらをまとめ、「赤攻撃と地域エゴイズム批判」と呼んだ（宮崎 1970 = 1973:146）。また横山も「アカ批判の次に出てくるのが『地域エゴイズム』批判である」と同様の見解を示している（横山 1973：142）。つまり、政党や組織に依拠する、従来の社会運動を批判する根拠として「アカ」という言説が利用され、同様に住民運動を批判する根拠として「地域エゴイズム」という論理が語られる、ということである。この批判をかわし、反論するためのスローガンとして「住民運動」から「市民運動」へ、もしくは「住民運動の克服としての市民運動」という進化的見解が台頭してきたと考えられる。

先述した篠原をはじめ市民運動論者や市民社会論者の多くは、住民運動論者と同様、市民運動を住民運動の単純な発展型としてはみていない。一部論者が松下や篠原などの理想的市民の含意をミスリードしたため、かかる「発展的段階論」ができあがったと考えられる。

しかし実際問題として住民運動には、その戦略などに改良の余地が残されており、地域における単発運動の非効率性を克服する意味でも、連帯やネットワークが必要なことは間違いない。このことで各住民運動の「地域エゴイズム」は積算され、真の「公共の福祉」の創出へと繋がる可能性がみえてくる³¹。

（「市民」概念の変質）

その一方で、市民運動における「市民」概念の過度な強調も、危険がともなうことを指摘しておく必要がある。先述したように日高は、理想的市民概念に懐疑的ながらも、「市民運動」に望みがあるとすれば、「民衆の底の底からの運動をくみだてる発想と、既成の全国組織にたよらない自前の運動をつくる可能性」があることを挙げていた。しかし日高の思惑とは異なり、革新政党に接近する市民運動や、既存組織の実質的支配下におかれる市民運動もあらわれはじめる。

このような背景もあり、理想的市民概念に好意的な革新政党と、「連合（連帯）」を特徴とする市民運動は、

31 住民運動も対症療法的から予防的運動へと広がりを見せることや、また個人を通じたネットワークの構築も指摘されている（藤林 2008）。

次第に共闘するようになる。このことは他方で1970年代の革新自治体の台頭の要因となり、結果、社会問題の解決が促進されるというメリットもみられた³²。

しかしながらイデオロギーは、時としてイシューを超えた焦点となる。「市民運動」という用語もやがてイデオロギー色を帯び、自主的な人びとの集合であるはずの「市民」も、ひとつの「層」となる側面もでてきた。その結果、イデオロギー的「市民運動」は、市民運動の一形態である「住民運動」を排除し、「層」となった市民は、篠原らの危惧する「行政包絡」への危険性をみせはじめる。

本来、運動の第一の目的はイシューの解決である。その意味で「住民運動」は社会問題に敏感に反応し、解決すべきイシューを明確にする。それらを普遍的な「公共の福祉」と対比させ、地域エゴとして批判、排除をすることは、見落とされがちな社会的ニーズ（マイナーニーズ）や、少数派の求めるニーズ（マイノリティニーズ）を埋没させることに繋がるのである。

（「新しい社会運動」との関連）

住民運動や市民運動は包括的に「新しい社会運動」として語られることが多いため、ここでは「新しい社会運動」と住民運動や市民運動には、どのような関連性があるのかをみていきたい。

「新しい社会運動論」は、1980年代以降、多様化した社会運動研究のアプローチのひとつとして、おもに西欧において発展した理論である。日本では1980年代より紹介され、85年に雑誌『思想』で特集されたことにより一般化した。

アメリカで発展した「資源動員論」などの構造的アプローチは、運動体が「どのように（how）」集合行為をすすめていくかという点に着目したのにたいし、「新しい社会運動論」は運動の担い手からみた運動の意味や問題意識などに着目し、「なぜ（why）」そのような集合行為がおこるのかを問うものであるとされている。社会運動のイシューや担い手などを分析対象とする場合、「新しい社会運動論」のアプローチは適しているといえよう。

「新しい社会運動」という用語は、政党や労組などによる組織的な運動や、階級闘争を特徴とした従来の社会運動とは異なる1960年代以降の運動の総称として用いられ、トゥレーヌやハーバーマス、オッフエ、メルッチらにより概念が提起された。

「新しい社会運動」とはメルッチによる定義によれば、複合社会における「集合的アイデンティティ」に基づいた集合行為であり、対象となるイシューは、若者、女性に関するもの、環境・エコロジー、平和、およびナショナリティをめぐるもの（Melucci 1989=1997: 96）であり、「（新・旧）中間階級」、「周縁的存在（豊かなマージナル）」などが担い手である（Melucci 1989=1997: 118）。

「新しい社会運動」は、従来の社会運動とは異なる特徴をもつ運動の総称であるため、対象も広範であり、論者により定義もさまざまである。日本において、従来の社会運動と対比させる意味で住民運動・市民運動という用語が使用された経緯と同じであり、イシューや担い手の属性などからも、住民運動・市民運動と「新しい社会運動」の間には共通性があるといえる³³。

2-3. 住民活動

ここでは住民運動と類似した用語ではあるが、全く異なる源泉をもつ「住民活動」について、まずその用語使用の経緯からみていきたい。つぎに住民運動と住民活動の違いについて考察したい。

住民活動という用語は、1970年に「新生活運動協会」によって設けられた「あすの地域社会を築く住民活動賞」

32 篠原は、市民運動のかかげる大義に賛成する政党活動家は排除すべきでなく、主体性を強く持つことのできる市民運動であれば、それらの連携は必要であるという見解を示した（篠原 1968:40-1）

33 篠原は、「（西欧の場合、「新しい社会運動」のピークは1980年代に集中しているいっぽう、日本では）新しい社会運動は、市民運動、住民運動の名において、六〇年代末から七〇年代半ばにかけて急速に台頭したが、七六年にはすでに「冬の風鈴」といわれるように、運動は外見上沈静化し、水面下にもぐるような形になった」（篠原 2004:43）と分析し、「新しい社会運動」と住民運動・市民運動をほぼ同一のものとしてみている。

が公式な使用として確認できる。同賞は主として「村おこし」や「まちづくり」といった、地域の活動にたいし授与されたものである。また同協会による公式な用語の使用以降、「住民活動」という用語は行政を中心に、地域づくりやコミュニティにかんする活動などに用いられることが多くなった³⁴。

新生活運動協会とは、戦前の「隣組」に由来する町内会、自治会が、占領期にGHQにより禁止されたことを受け、あらたに地域と国民生活の再建をはかる目的ですすめられた「新生活運動」を祖とした組織である³⁵。この新生活運動は、農村の青年や婦人が中心的な担い手となったが、自主的な運動というよりも、農林省の農業改良普及事業などを通じた政府主導のものであった。1955年、新生活運動の実施機関として「財団法人新生活運動協会」が設立され、82年「財団法人あしたの日本を創る協会」に名称変更、2010年に公益認定され、現在に至っている。

同協会は設立以来、「グループの育成」、「キャンペーン活動」、「顕彰事業」を柱に、全国各地の住民による地域活動の促進をはかってきた。たとえば「グループの育成」事業については消費生活に関連した課題について取り組む主婦などを対象にした、「暮らしの工夫運動」が1963年より始められた。翌64年には、同運動を勉強会形式に発展させた「生活学校運動」が実施される。さらに65年には、地域活動に取り組むグループを支援する「新しい村、町づくり運動」、67年には生活環境づくりを対象とした「環境づくり市民運動」などへと展開された。

また「顕彰事業」では、65年に実施した第一回「美しい町づくり賞（現・ふるさとづくり賞）」全国コンクールを皮切りに、70年には先述した「あすの地域社会を築く住民活動賞」が設けられ、同協会が推進する分野で活躍する組織や個人を表彰している。

新生活運動協会の事業が展開された同時期の69年9月には、自治省が設置した国民生活審議会コミュニティ問題小委員会により「コミュニティ—生活の場における人間性の回復」という報告書が出されている。さらに71年4月、報告書を受けるかたちで「コミュニティに関する対策要綱」が自治省により策定された。そしてこの要綱にしたがい、全国に「モデル・コミュニティ地区」が指定され、国家主導で住民活動の奨励がなされた。

新生活運動も長期にわたり政府の助成金によって運営されてきた背景があり、やはり国家の政策として推進されたとみなすことができる。このように住民活動は、「官」による涵養の対象であり、「社会教育」の一環として位置づけられるものであった。しかし一方でこういった施策は、主婦の社会参画や住民のまちづくり活動の促進に貢献するなど、民間の活動の後方支援を果たした点で評価がされている³⁶。

（住民運動と住民活動の相違）

以上のように、用語の発生および使用されてきた歴史的な背景からも、住民運動と住民活動は全く異なるものであることが明らかである。

まず住民運動は社会運動のひとつであり、地域に関連するイシューとくに高度成長期の負の事象にたいする、地域住民の反作用もしくは異議申し立てとして顕在化した。そして社会的背景などの変化によって、住民運動も次第に質的な変化が見せ、他の運動との連帯などもおこなわれるようになった。このこともあり、一般的に市民運動という用語との混同もみられるようになる。

一方の住民活動は、第二次大戦により途切れた地域コミュニティや、地域住民の生活の「再建」と「発展」のため、国家の政策より涵養、支援されてきた背景を持つ。その活動の分野はコミュニティづくり（まちづくり、村おこし）、生活環境づくり、消費者問題などが主である。このように、前者が国家・行政とは対抗的な位置づけに置かれるのにたいし、後者は国家・行政との主従関係、もしくは協力関係にあることが特徴である。

34 新生活運動協会「コミュニティ形成への道（1971～74）」、地方行政システム研究所「産業経済及び住民活動の活性化による地域活力の創出方策に関する調査研究（1987）」、自治総合センター「地域づくりにおける住民活動と大都市行政に関する調査研究報告書（1991）」などがある。

35 さらにルーツは1947年6月、片山内閣により閣議決定された「新日本建設国民運動要領」にある「新日本建設国民運動」の方針である。それに基づき、「新生活運動」が展開された。

36 井上恵子によれば、新生活運動協会により実施された「生活学校」は、地域の行政によっても支援され、幾多の実践的成果を上げており、さらには行政と地域住民とのパートナーシップとして評価できるとした。（井上2004:61）。

では住民運動と住民活動の違いは、一般にどのように認識されてきたのか、その一例をみてみたい。住民図書館の丸山によれば、ミニコミのジャンルは大まかに、「主張・運動系」、「地域・暮らし系」、「趣味・個人系」、「アングラ系」、「同人誌系」の5つに分類できるという（住民図書館 2001:35）。住民図書館ではおもに運動系のミニコミを扱ってきたため、「主張・運動系」と「地域・暮らし系」が多くを占める。

丸山はそのうち「地域・暮らし系」のミニコミについて、「60年代から70年代にかけての告発・対決型の住民運動の退潮のあとの提案型・参加型の住民活動のメディアとして、多く発行されるようになった」と分析し、「70年代後半から80年代以降の、住民図書館に寄せられたものに、このタイプは多くなった」と、その発行団体の変化をみている（住民図書館 2001:37、傍点は筆者）。

このように丸山は、告発・対決のかたちをとる動きを「住民運動」、提案・参加のかたちをとるものを「住民活動」として分類をおこなった。そのほか「地域・暮らし」分野を対象とする住民の集合行為は、70年代半ばを境に「活動」形態のものが増加していることを指摘している。同時期は、いわゆる「住民運動冬の時代」と合致する。このように住民活動という用語は、「新生活運動協会」や「モデル・コミュニティ地区」指定により推進されてきたもののほか、政府主導の如何にかかわらず、「地域や暮らし」の課題をイシューとした活動にたいして、一般的に用いられていることがわかる。

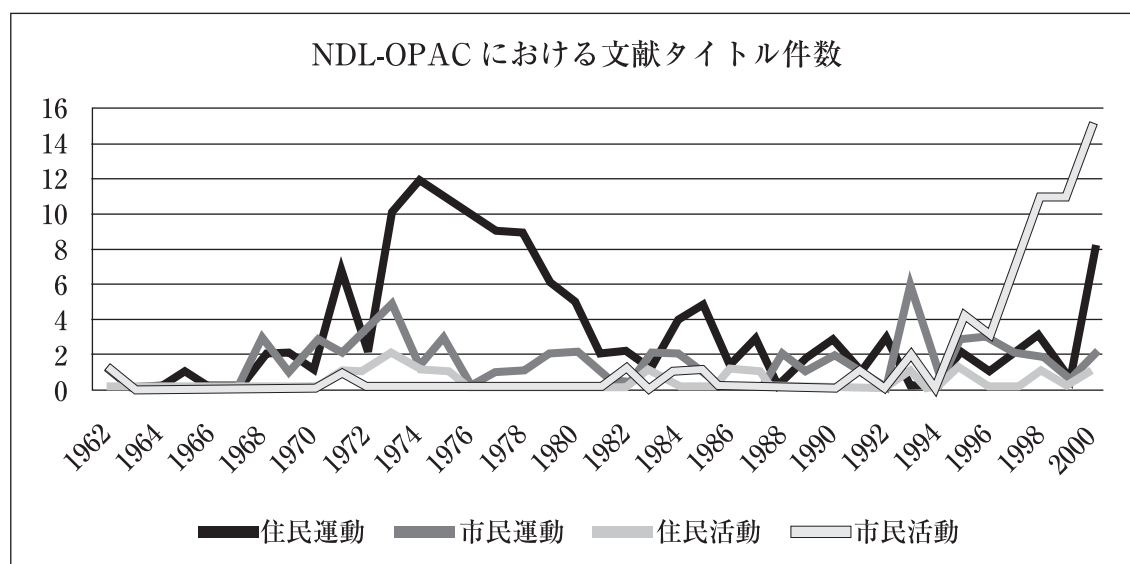


図3 国立国会図書館 OPAC における文献タイトル件数

3. 市民活動概念の形成

3-1. 住民運動・市民運動／市民活動

市民活動については、その用語使用の歴史も浅く、また対象とする分野が広範であることから、未だに確立された概念が存在しているとはいえない。まずここでは、市民活動という用語が登場し使用され始めた時代背景を捉え、つぎに市民活動の活動記録を対象とした分析³⁷から、市民活動の分野と担い手の特徴を抽出し、住民運動・市民運動との差異を見ながら市民活動の特性を示したい。

(市民活動をめぐる時代背景)

はじめに市民活動という用語が一般化された時代背景をみてみたい。市民活動という用語は、古くは 1950

37 1970年代から80年代初頭にかけて設立され、現在も活動をする環境系と福祉系の市民活動団体の文献を対象とした分析から導き出した（松元 2010,2011）。

年代に行政による使用が確認されているが、一般的に流通し始めたのは80年代以降であるといわれている。このことを示すものとして図3を参照されたい。図3は、国立国会図書館蔵書検索システム（NDL-OPAC）を利用し、タイトルに住民運動、市民運動、住民活動、市民活動の各用語が含まれる文献とその出版年の検索をおこない、変化を示したグラフである³⁸。

グラフは住民運動や市民運動という語がタイトルに含まれる文献が、70年代に多く出されたいっぽう、90年代以降、市民活動という語がタイトルにある文献が増加していることを示している³⁹。文献のタイトルからも、住民/市民運動の「減少」がみられた80年代を境に、市民活動という集合行為が認識されはじめたことが想起される。

市民活動が顕在化されはじめる80年代は、いわゆる「住民運動冬の時代」であり、また社会運動全般が低迷期に入った時期ともされている⁴⁰。また市民運動との関係も深いとされ、70年代に各地で隆盛した革新自治体も、80年代に入るとその数を減らしている。こういった時代背景からも、住民運動や市民運動の停滞・低迷を克服し、進展させたものが市民活動であるという理解が促進されたとも考えることができる。

（市民活動の分野と担い手）

つぎに市民活動が対象とする活動分野⁴¹についてみてみたい。市民活動の分野は広範にわたるうえ、小規模な団体がほとんどであり、その掌握は困難であった。そのような中、1994年におこなわれた「総合研究開発機構（NIRA）」による調査は、各所でそれぞれに掌握されてきた市民活動の活動領域を整理、分類したさきがけであるといえる⁴²。報告書では「住民図書館」編集の『ミニコミ総目録（92年発行）』における分類法⁴³などを参照し（総合研究開発機構1994：49）、市民活動を19の領域（分野）に分けられている⁴⁴。

先述したように、もともと『ミニコミ総目録』の分類は、住民運動、市民運動団体の発行するミニコミ誌を、分野別に整理するために使用されたものである。このことから市民活動は、住民運動や市民運動のイシューと重なる分野を対象とするものとして把握されたことがわかる。

このNIRAによる分類法を参照し、類似した分野を統合すると、市民活動は主なものとして「環境・生命」、「平和・人権」、「教育・文化」、「福祉」、「国際⁴⁵」、「地域」などに分類することができる⁴⁶。この分野を概観すると、いわゆる「新しい社会運動」のイシューと共通としていることが分かる。

一方の市民活動の担い手であるが、おもに一般市民からなるリーダーとフォロワーで構成されている。担い手は自主的に参加する個人であり、いわゆるボランティアが中心であるが、分野によっては、有償で参加をするスタッフともいえる担い手が存在する（松元2011）。

担い手の参加の契機については、まずリーダーは、現前にあるイシューに「取り組まざるを得ない」状況に

38 2000年までに出版された和図書を対象に「タイトル検索」をおこなった。縦軸は文献の件数、横軸は出版年をあらわす。

39 これは、その用語がその年代に登場したことを示すものではなく、その事象をふりかえり、概念として把握し、文献において記述されたことを示すものである。つまり80年代に台頭したある種の集合行為を「市民活動」と捉え、90年代以降にそのことが論じられたということである。市民運動や住民運動も同様、60年代初頭からの集合行為について、それぞれ60年代末～70年代にかけて「市民運動論」や「住民運動論」として論じられた。

40 庄司は、「70年代後半以降、〈先進〉資本主義社会では、一般に社会運動が停滞しているように思われる」と述べ、日本においても住民運動をはじめ、環境保護運動、反核・平和運動、女性解放運動などが停滞したとした（庄司1987＝1989：225）。

41 本論において「イシュー」は個別具体的な争点、同種のイシューをまとめた上位項目を「分野」として使い分ける。

42 1984年より市民活動団体を対象に「市民活動の記録の作成に関する助成（1984）」を開始した「トヨタ財団」では、「助成（対象）の活動分野」として、「街づくり」「環境保護」「医療・健康」「障害者福祉」「老人ケア」「消費・流通」「教育・青少年」「国際交流」「海外・難民援助」「複合・その他」（全10分野）という分類をこころみている（山岡1987:20）。

43 『ミニコミ総目録』では、18の大分類（分野に該当）の下に91の小分類（イシューに該当）を設け分類をおこなっている。

44 この報告書はのちのNPO法の理論的基盤として位置づけられ、報告書における分類もNPOの17分野へと反映されている。

45 ベトナム戦争後のアジア地区の混乱や難民問題などもあり、1970年代末～80年代初頭にかけて国際分野の市民活動、いわゆるNGOの隆盛がみられた。

46 そのほか、「市民事業・店」、「助成活動」、「ミニコミ・出版」という分野も設けられた。市民活動団体によっては、複合的なイシューに取り組むものや、イシュー自体が複数の分野にまたがるものもあるため、この分類は大枠を示したものにすぎない。またこの分類を用いた市民活動団体の分析については（松元2008）を参照されたい。

おかれ、活動を開始する場合がほとんどであった（松元 2010:263,2011:187）。またフォロワーは、リーダーの考え方やイシューへの共鳴が参加の契機となっている。こういった担い手の特徴は、イシューに取り組まざるを得ない住民運動と、イシューへの共鳴による参加が主である市民運動の両方の性格を合わせ持つものであるといえる。

担い手の属性については、いわゆる中間層に分類される一般市民⁴⁷が中心であるが、主婦や若者などのマージナルな地位にいる人びとも多い。このように担い手についても、住民運動や市民運動とほぼ同様の構成となっている。

(市民活動の特性)

以上のように市民活動は、分野、担い手ともに住民運動や市民運動と多くの共通性をもつが、独自の特性と呼べるものがみられた。たとえば「分野」は、住民運動、市民運動と重なるものが多いが、争点となる「イシュー」と、その「対応の仕方」に市民活動独自のものがある。

このようにイシューに由来した市民活動の特性については、「発見と対応」、「長期的対応」、「〈敵手〉の特殊性」の三点にまとめる事ができる。

まず「発見と対応」とは、発見（顕在化）した課題にたいして、その解決に自ら直接取り組むという市民活動の特徴である。「運動」はイシューや課題を示し、その解決を外部に求めることが中心となるが、市民活動は問題の顕在化と解決の両者を担う。たとえば、高齢者にたいする福祉サービスの不備を訴える（ソーシャルアクション）とともに、必要な福祉サービスの提供（サービスプロバイダー）もおこなう福祉分野の市民活動などが該当する。こういった場合に団体は、サービスを提供するボランティアやスタッフなど多くの人材を必要とする。

「長期的対応」とは文字通り、イシューにたいし長期的に対応をおこなうという市民活動の特徴である。市民活動の対象とするものは、長期的な対応が必要なイシューのほか、一つのイシューから複数のイシューが展開する場合や、複合化したイシューも多い。その結果、解決に時間を要するため、活動の継続性が必要となる。具体的には、受益者への長期対応が必要な福祉や国際分野（ヒューマンサービス）をはじめ、問題解決に時間のかかる環境分野やまちづくり分野の市民活動などが該当する。

「〈敵手〉の特殊性」とは、「敵手」の存在が明確である運動に比べて、市民活動の場合、敵手が見えづらいという特徴のことである。市民活動のイシューはその性格から、敵手が不明確になる場合や、分散する場合、活動をすすめるうちに変化をする場合がある。たとえば明確な敵手を想定しない「生活環境主義⁴⁸」に基づく市民活動や、多くの人びとの価値観を変える必要がある「女性の地位向上」を目指す市民活動が該当する。

(市民活動特有の方法)

以上の特性から市民活動は、住民運動や市民運動とは異なる方法で課題に取り組む集合行為であることがわかった。具体的に市民活動は、「ボランティア」を活用する、「行政との協力関係」を築く、「ネットワーキング」による効果的な取り組みをおこなうなど、独自の方法をとった。これらが「継続性」をもたせるための、市民活動特有の活動モデル（事業モデル）である。

「ボランティア」の活用は、課題解決のためマンパワーを必要とする市民活動には不可欠な方法である。「運動」とは別の系譜であるボランタリー・アソシエーションも、市民活動の源流のひとつであり、市民活動はまたボランティアによって支えられているともいえる⁴⁹。

47 本論における一般市民は、政党や組織に属さないという意味で使用しているが、市民運動は住民運動や市民活動と比べると、知識層による関与が大きいことは前述したとおりである。

48 萩原によれば、生活環境主義とは「地域の中にある〈身近な環境に関する論理的に言語化しにくい諸問題〉にたいして、生活地を調査の中から析出していく」という方法をとるものである（萩原 2009:15）。

49 「運動」への参加も、基本的に無償でおこなわれ、その意味ではボランティアということになる。ただし運動の担い手にたいする呼称として、ボランティアを用いるのは一般的ではないだろう。

ボランティアという用語や概念は60年代後半から70年代にかけて一般化し、おもに福祉分野におけるサービスの担い手として着目された。80年代半ば以降は、市民活動の一般化とシンクロするように、福祉分野に限らず他分野へのボランティアの参加が多くみられるようになった(中山2007:73-4)。またマンパワーを安定的に確保する、「有償ボランティア⁵⁰⁾」というしくみも市民活動団体により「発明」された。

また「行政との協力」関係も、市民活動の特筆すべき特徴である。「運動」と同様、市民活動も行政を敵手と位置づけ、イシューをめぐる争うことも多い。また市民活動が対象とする分野は、公益性にかかわるものも多いため、行政との相互作用が不可欠となる。課題の「発見と対応」の両者を担う市民活動は、その目的を遂行するために、行政との交渉や代案の提示などを積極的におこない、場合によっては協力関係を結ぶことも少なくない。

さらに「ネットワーキング」という方法も、市民活動の特徴であるといえる。これまでみてきたように市民活動は分野も広範であり、その源泉もさまざまであるが、高田昭彦は「ネットワーキング⁵¹⁾」概念の導入を経て、市民活動という包括的概念が確立されたとする。このことで分野ごと縦割りで活動していた人びとが、他分野の市民活動との間に共通する思い(「もう一つの日本」の形成)があることを発見したという。これは、市民セクターの可視化の契機ともなった。

従来から「運動」も、そのイシューを介して他のグループと連帯をおこなったが、分野を超えた「異種の領域の運動のゆるやかな統合・連帯(高田2001:149)」が「ネットワーキング」である。「ネットワーキング」により市民活動は、効果的に問題解決への取り組みが可能となったと同時に、自らの社会的な位置づけを再認識することとなった。

以降、1989年の「日本ネットワークーズ会議」の発足を皮切りに、市民活動の制度的基盤づくりを求める動きが活発となり、NPO概念の「発見」、NIRAの調査などを経て、NPO法成立へとつながった。

3-2. 概念形成の経緯

3-2-1.1980年代以前の市民活動

ここでは、市民活動という用語が一般化した1980年代以前に、市民活動の源泉をみる先行研究を参照し、市民活動という概念がどのような背景のもと、どういった経緯を経てあらわれてきたのかを考察したい

(「1945年体制」との関係)

社会経済学者の椎木哲太郎は、現在における市民活動とその概念は1960年代以降の事象により確立されたものであるとしながら、その概念形成の源泉は以下の三つの活動にみいだせるとする。一点目は、助成財団を中心とした明治期以降の「日本的フィランソロピー」、二点目は報徳社運動を原点とする「協同組合運動」、三点目は慈恵救済事業からはじまる「民間社会事業」である。これらの活動は戦前まで、日本独自のものとして内発的な発展を遂げてきたとした(椎木2003)。

これら市民活動の体系は戦時下において、いったん国家機構の末端に組み込まれたのち、戦後GHQの占領政策の下にあらたな形で再構築される。椎木はそれを市民活動における「1945年体制」と名づけた。戦前の民間社会事業者に存在したボランティアが失われた一方、「官僚統制」と「イデオロギー対立」という要素を残していることが特徴であるとした。具体的には、官民協調による社会福祉体制や、措置費制度などが前者にあたり⁵²⁾、後者は、社会事業、協同組合の内部に存在するマルクス主義の影響などが該当する。

椎木によれば、「1960年代後半以降、世界的な脱産業主義、反権威主義、反官僚主義、脱イデオロギー的潮

50 「有償ボランティア」はボランティアの3原則である「自主性」「無償性」「公共性」を逸脱するものであるという批判がある。

51 高田は1984年5月に翻訳されたリップナック&スタンプスの『ネットワーキング』の出版や、『朝日ジャーナル』の「ネットワークーズ」の連載(84年10月19日号~88年12月2月号)も、市民活動の変化に大きな影響を与えたとする(高田1998:99)。

52 戦後の社会福祉分野の歴史的推移や、福祉系市民活動の生成については、松元(2011)を参照のこと。

流を背景に台頭した市民⁵³」により担われた「civil society を基盤とする諸活動」である市民活動により、社会福祉の領域はあらたな展開をみせたという。そして現在までに至る市民活動は、「1945年体制」との交渉の歴史そのものであることを指摘した。

このように椎木は、ボランティア・アソシエーションとしての市民活動に特化し考察をおこなったが⁵⁴、現在の市民活動の形態は、明治期以降の社会的背景や戦後の体制などから大きく影響を受けていることを示し、日本における市民活動は「歴史的経路依存性」が大きいことを指摘した。その結果、日本の市民活動はセクターとしての存在感に薄く、常に「官」・行政（第一セクター）との関係を軸に展開されてきたと分析している⁵⁵。またもういっぽうの民間営利（私企業）セクターとの関係が希薄である理由として、企業からの助成や共同事業への忌避感が市民の中に強いことを挙げた。

（1960年代の市民活動の析出）

また1960年代の「未組織の市民グループ」と地域社会に市民活動の源泉をみる秋葉武は、市民活動は高度経済成長期に社会運動の一形態として表層化したとし、その歴史的背景と生成要因を論じた。秋葉によれば、60年安保闘争以降の「市民主義」の登場と、60年代の国家による市民活動の「制度化」が市民活動の生成要因であるという。

まず「市民主義」は、60年安保改正阻止の「革新国民運動」と、その運動体である「安保改定阻止国民会議」の方針に飽き足らない少数派から生まれた系譜であるという。この少数派のひとつは、60年代の新左翼諸派の母体となった「全学連」の学生であり、もうひとつが「声なき声の会」に代表されるような、未組織の市民グループであるとする。そして無党派市民による新しい運動を想起していた鶴見俊輔、高島通敏ら「思想の科学⁵⁶」グループが、未組織の市民グループに着目、合流したうえで理論的支柱となり、「べ平連」が析出された。またこれと同時期に、松下圭一、鳴海正泰、菅原良長らの「地域民主主義者」は、未組織者および地域に着目し、地域および地方自治体からの民主化を目指す動きなどを促進したとする（秋葉2007a:27-30）。

このような未組織の市民グループは全国的にあらわれ、地域への着目もますます広まる。たとえば「ボランティア協会大阪ビューロー（現在の社会福祉法人大阪ボランティア協会）」も、セツルメント運動の実践を目指すグループが、地域に目を向けたことで1965年に設立に至った。このグループもボランティアの自発（自律）性や主体性にこだわり、国家や既存の組織に依存しない運動を目指したのである。

この背景には、戦後の社会福祉制度の限界という要因がある。それまで公的になされた福祉政策は、施設収容保護や金銭給付などに偏重しており、高度成長期以降、人びとの福祉ニーズに対応しきれていなかった。このように福祉政策がカバーしきれない領域に、地域を基盤としたボランティア・グループが対応するようになった⁵⁷。

一方、このような地域に由来する未組織グループとは別に、国家による市民活動の「制度化⁵⁸」という動きが、以下のような経緯をたどり促進される。

まずメディア化によって「べ平連」などは多くの賛同者を得ることができたが、その成功はまた「地域」や

53 椎木によれば、1960年代後半以降の市民意識とは、「利益集団の一員、あるいは労働者でも単なる国民一般でもなく、地域住民、コミュニティ形成の一員、主権者としての国民、さらに地球市民としての側面を合わせもつ」ものであるとする（椎木2003:66）。

54 参照した椎木の論文「日本型〈市民活動〉の源流1868-1951」の英訳は、“The Origin of Japanese Citizen's Voluntary Association:1868-1951”である。

55 そのほかに椎木は、日本型市民活動の特徴として「活動の担い手として、個人とくに成年男性の関与が少ないこと」、「欧米と異なり、必ずしも宗教的背景や強固なイデオロギー的基盤を有さないこと」、「活動分野は欧州と同様、社会福祉（社会サービス）活動が大きなウェイトを占めること」、「高度産業社会の中では例外的に生活協同組合に代表される協同組合組織の比率割合が高いこと」などを挙げる（椎木2003:66-7）。

56 1946年丸山眞男、都留重人、鶴見俊輔らで創立された先駆社により創刊された月刊誌。1996年に休刊する。

57 60年代末から70年代半ばに至る都市社会学におけるコミュニティ研究や、社会福祉分野のコミュニティケア論、また政府によるコミュニティ政策なども、地域におけるボランティアの一般化に影響をあたえた（松元2011:149-50）

58 本来自主性をもつべき市民活動やボランティアへの参加が、国家政策により推奨、育成されたという意味での制度化である。ここでいう制度化は、政策的介入とも読み替えることができる。

「組織」に組み込まれない未組織の大学生、勤労青年といった市民活動の新しい担い手を掘り起こした。このことも影響し60年代半ば以降、各地でボランティア・グループが誕生し、活動が開始される。そしてその動向に同調するように、「社会福祉協議会」はボランティアにスキル等の資源を提供し、両者の協力関係が生まれる。

こういったボランティア・グループの動向に着目した政府や各省庁は、「青少年対策」として政策支援をはかり、ボランティア指導者の育成などを進めるようになる。そこには、社会福祉協議会やボランティア団体サイドのニーズに応えるという目的のほかに、60年安保闘争の反省を受け、若者が反政府運動の担い手になるのを阻止するというもうひとつのねらいがあった。

（「地域主義」的市民活動の系譜）

これまでみてきたように、1960年代以降に市民活動の概念が生成され始めたという見方が一般的であるが、それ以前より活動をおこなってきた団体に着目し、それらを市民活動の源流のひとつと捉える見方がある。

藤澤浩子は、1950年代～70年代初期にかけて設立された「地域レベルの自然環境保全」をおこなう団体の調査をおこない、その長期継続的な活動の要因を導き出し、現在（80年代以降）における「市民活動」との共通性を見出した。藤澤によれば対象となった各団体は、①継続的な現場実践の重視、②創造的手法の開発、③参加インセンティブの重視、④自由意志による自発的な参加、という共通性をもつという。

藤澤は、対象となった団体は自らの活動を「市民活動」と自己定義していないことをことわったうえで、これらの団体に共通する特徴から「民間人が自発的かつ自由に集まり、あるいはそうして作られた既存の組織に参加して行く、利他的・社会的かつ継続的・創造的な実践活動」を市民活動であると定義づけた。

これら市民活動は、自らの 이슈に関する具体的・実践的な活動の追求を第一の目標としながらも、場合によっては科学的根拠に基づく理論的主張や反論、代替案の提示（＝「運動」としての行動）を行った。ただし多くの団体はイデオロギーに依ることなく、他の住民運動や自然保護運動とは 이슈を通じた協力関係のもとに連携している。このように時代の影響を受けつつも、「継続性と日常性」、「実践活動」を重視した活動が存在していたことを再発見したといえよう。

60年代以降、高度経済成長の反作用もしくは異議申し立てとして、環境問題を 이슈とする住民・市民運動が台頭したが、藤澤の研究は、その動きとは別の源泉を持つ活動も多く存在したことを提示するものである⁵⁹。そしてこれらの活動は、「市民的意識⁶⁰」に基づいたものであると同時に、玉野井芳郎のいう「地域主義⁶¹」的な側面がみられ、普遍性と地域性両者をもつ集合行為であった。

3-2-2. 用語の使用と定義

ここでは市民活動という用語が一般化する契機となった、具体的な用語の使用事例について述べたい。また現在の市民活動の定義の基礎となったNIRAの報告書における「市民」「活動」の定義について論じたい。

（トヨタ財団の「市民活動助成」）

市民活動という用語自体は、1950年代より労働省婦人少年局などをはじめとした行政機関によって使用されていたことが確認される（藤澤2007）。主に女性の社会参加を進めるための報告書などにおいて使用されたようであるが、まだ一般的なものではなかった。用語が一般化したのは、新聞にも頻出するようになる80年

59 たとえば玉野井芳郎は、自然破壊、環境破壊への抵抗としての住民運動のなかに、積極的な地域社会、地域の自然空間づくりへ発展する可能性を見いだした（玉野井1977:166-7）が、藤澤の研究は「反作用」による紐帯ではなく、地域の自然環境を通じた紐帯をもった人びとも先んじて存在していたことを示すものである。

60 藤澤は、「旧来の近隣関係と市民間の関係は、経済的・社会的に独立しその権利が保障された個人、いわゆる個の確立の有無という点で、根本的に異なる前提をもつ」としたうえで、対象となった団体は、市民的な紐帯のもと活動がおこなわれたとした（藤澤2007a:146、傍点筆者）

61 玉野井によれば「地域主義」とは、一定地域の住民が、その地域の風土的個性を背景に、その地域の共同体に対して一体感をもち、地域の行政的・経済的自立性と文化的独立性とを追求すること（玉野井1977:7）をいう

代末以降である（中村+日本NPOセンター1999:31-2）。

この一般化のひとつのきっかけに、1984年から実施されたトヨタ財団による「市民活動の記録の作成に関する助成」がある。この助成にさきがけてトヨタ財団は、79年に「市民研究コンクール“身近な環境を見つめよう”⁶²」を企画したが、そこで草の根的に地域環境の保全に取り組む実践家を「発見」する。このことで財団は、市民活動の重要性や団体の状況を認識し、市民活動の記録助成にはじまる市民活動への助成を開始した（山岡1987）。

当時、財団のプログラムオフィサーであった山岡義典⁶³は、市民活動という用語を使用した理由として、行政の管轄で縦割りに把握されてきた各民間活動を横断的に把握できる用語が必要であったことをあげている（山岡1997:28）。また当時、同財団の市民活動助成担当者であった渡辺元は、「市民運動や住民運動とは異なった、諸活動にたいするのためのネーミングであり、また市民運動・住民運動へのステレオタイプ的な見方を変える意図があった」と述べている（2010.8.4「第6回助成財団史研究会」における質疑応答）。

このように、財団によって使用された市民活動という用語は、これまでの分野によってばらばらに語られてきた活動を掌握し、かつ運動とは異なる特徴をもつ民間の活動を示すために用いられた。

（多摩社会教育会館市民活動サービスコーナー）

また「市民活動」という用語が、行政の機関に公式に用いられたのは、1972年10月、当時の美濃部都政により設立された「東京都立多摩社会教育会館市民活動サービスコーナー」であるといわれる。

「市民活動サービスコーナー」は、「市民団体・グループ活動支援」、「情報、資料の収集・提供」、「資料の発行」などの事業をおこなった公設公営の施設であり、このような行政サービスは当時では画期的なものであった。同コーナーの設立は、東京の生活環境改善に取り組む住民運動や市民運動にとって、行政サイドからの真摯な応答であったといえる。

この設立の意図について関嘉寛は、「市民教育としての市民活動へのサポートであった」（関2008:68）と分析する。そして「市民を社会に役立つ主体的存在へと高めていこうという意図」（関2008:68）があったとした。同時にまた「参加にもとづく民主主義」を推奨する考え方が行政に存在していたとし、市民活動がそれに適当であったということを示した。このように市民活動は「行政が統治する上で重要な構成要素」として、行政サイドで位置づけられるようになる。また市民活動側にとっても、行政にたいして「対等」な立場から意見を表明することが可能になり、市民活動は次第に利益集団・組織へと転化していったと分析している（関2008:68-9）⁶⁴。

いっぽう萩原は、行政があえて「市民活動」という用語を用いたのは、運動という用語にたいしてネガティブなイメージを持っていたためであると推測している（萩原2009:7）。しかし萩原は、中村陽一の調査⁶⁵を採用しながら、当時の東京都（美濃部知事）は、市民自治や市民参加を促すものとして、市民運動を肯定的に捉えていたのだろうとする。

たしかに「社会教育会館」内に設置された市民活動サービスコーナーは、市民へのいわゆる「社会教育」の機関として位置づけられていたのだろう。しかし同時に、先で見たように革新都政による「市民自治」の涵養という意図もそこには含まれていたと考えられる。つまり当時の東京都は、「運動」の自立性、自主性を評価しながらも、反権力的な色合いの強い集合行為を表向きにサポートすることに憚られたため、その妥協点とし

62 （萩原2009）に詳しいため参照されたい。

63 山岡はまた市民活動という用語における市民を、「行政の立場にも企業の立場にも従属せず、独立した社会の一員としての意識をもって活動する人びと」（山岡1991:11）と定義している。

64 ただし関は、このような行政システムに組み込まれた市民活動を「従来型」とし、現在の市民活動やボランティアはそのような形とは一線を画すとしている（関2008:70）。

65 市民活動サービスコーナー設立当時の東京都社会教育委員会の資料からも「市民運動を、主体的市民が形成されるプロセスの典型」と位置づけられていたことを確認している（中村+NPOセンター1999）。

て「市民活動」という名称を使用したと考えることができる⁶⁶。

(NIRA 報告書による定義)

これまでに述べた社会運動、住民運動、市民運動、住民活動の各概念を統合して、現在における「市民活動」の基礎的な定義を確立したのは、1994年に出されたNIRAの報告書「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」であろう。同報告書による調査研究はまた、のちに成立する特定非営利活動促進法の理論的ベースとなっている。

報告書の主たる目的は、「市民公益活動」の基盤整備のための研究であり、公益的な面を重視しているが、同書はこれまでの民間における非営利活動を幅広く概観し、またその中での市民活動の位置づけを明確に定義づけている。

報告書において「市民」とは、「広く所属や立場を離れて個人としての自由意思で発言し行動する人々」と定義され、「一定の地域に住む人々の集団」である「住民」も、「その集団が個人の自発性に支えられている場合」には「市民」の範疇に含まれるとされている。また「運動」と「活動」の違いについては、前者が「何かを主張することに重きを置いた行為を表す」のにたいし、後者は「具体的な持続的行動に重きを置いた行為」を指すとした(NIRA1994:2)。

従来、「社会参加活動」、「社会貢献活動」という用語が行政では一般的であったが、「市民活動」という用語が国でも一般的に使用され始めたのは、96年以降であると考えられる。たとえば96年に経済企画庁により刊行された「平成8年国民生活白書⁶⁷」では、「市民活動」という用語が登場し、同年、経済企画庁国民生活局に「余暇・市民活動室」が設置されている。またNPO法成立直前となる97年には市民活動という用語を使用した公的な報告書「市民活動レポート(調査は96年に実施)」が国民生活局より刊行された。この報告書においても「市民活動団体」の定義づけがおこなわれており、「継続的、自発的に社会的活動を行う、営利を目的としない団体で、公益法人(社団法人、財団法人等)でないもの(経企庁1997:17)」を指すとされている。

これまで見てきたように「市民活動」は、広範かつ多義な活動を包含するものであり、その用語使用には行政による「思惑」も含まれることが分かった。こういった思惑は、現在におけるNPOという用語にも受け継がれているという指摘もある。

たとえば辻中豊らは、現在使用されている狭義のNPO概念は、ほぼ「市民活動(団体)」と同義であるとし、日本における使用は、経済学および国際的定義と比較してもかなり限定的であるとする。その理由として「市民の自発的な公益活動を総称する用語として、1960～70年代のNIMBY型住民運動やイデオロギー色の強い反体制的市民運動とは異なる、まったく新しいイメージの言葉が必要とされていた、という歴史的事情」(辻中ほか2010:7)の存在を指摘する。

その「歴史的事情」の内容については明らかにされていないが、このような市民活動にたいする体制融和的なイメージや先入観も、現在におけるNPOセクターにおける課題の源泉になっていると考えられる。以下、市民活動という用語が成立するまでの流れを再度整理し、課題について考察したい。

3-2-3. 概念形成の経緯からみた市民活動の全体像

ここでは、先行研究の検討および用語の使用経緯と概念の形成過程から、市民活動というものの全体像を再確認し、NPOセクターの課題の源泉について考察する。

先行研究で紹介した三者は、主として「運動」からの流れとは異なった「市民活動」の源流を追ったものであった。椎木は、主として民間社会福祉事業といった「ボランティア・アソシエーション」としての市民活動の源流を論じており、それらは常に官、行政などの第一セクターとの関係を軸に展開してきたことを示した。

66 市民活動サービスコーナーは2001年、東京都の「事務事業評価」により「都は、より広域的な社会教育行政の対応に重点を置くべきであり、区市町村との役割分担を見直す中で、市民活動サービスコーナーは廃止が適当である」と評価され、翌2002年3月に廃止された(平成13年東京都事務事業評価報告書「No.27 東京都立多摩社会教育会館の運営」2001)。現在は「特定非営利活動法人市民活動サポートセンター・アンティ多摩」が資料を引き継ぎ、市民活動に関する資料の収集・公開などの活動をおこなっている。

67 前年の95年刊行「平成7年国民生活白書」では「社会参加活動」という用語で統一されている。

そのいっぽうで、市民活動の担い手である「市民」が持つ企業への忌避感から、営利セクターとの連携の弱さを指摘している。このように市民活動は、社会的背景や、制度などに影響されやすく、また基盤が脆弱なため「歴史経路依存性」が大きいことが明らかとなった。

秋葉は、60年安保以降の市民意識の台頭に影響された、未組織グループの動向と、地域における実践活動に市民活動の源泉をみている。この動きもまた、住民運動や市民運動の展開から現れた市民活動とは別の源流を示すものである。そして同時期にはこれらの動きに合わせるように、国家による市民活動への政策的な介入が見られた。このような背景のなか、官によるボランティアの育成、動員などの政策的な利用が促進されたとしている。

藤澤は、1950年代からの「地域レベルの環境保全グループ」に市民活動の源泉を見ている。これらのグループは自らを市民活動とは名乗らないものの、「継続性と日常性」、「実践活動」を重視し、その性質は現在における「長期」で「非運動的」な市民活動のベースとなっているものである。

また先述した先行研究の検討とあわせ、市民活動という用語が一般化した契機をトヨタ財団による助成に見出し、さらに公的に定義づけられた経緯を行政の動きなどから概観してみた。トヨタ財団による用語使用は、これまでの住民運動や市民運動と性格を異にする草の根的な活動の「発見」から始まり、そのことが一般的な用語使用の契機となったと推測できる。また東京都立多摩社会教育会館市民活動サービスコーナーの成立からは、市民自治を涵養しようとする思いと、運動色を脱色したいという、相反した思惑が見られた。そこには市民運動と相補的關係にあった、革新自治体の複雑な事情が影響していると考えられる（萩原 2009:7）。そしてNIRAの報告書は、NPO法の成立へ大きく影響を与え、同時に行政の市民活動への着目をさらに進めたと結論づけることができよう⁶⁸。

（「市民活動」と行政の相補関係）

先行研究の検討から、運動的な要素が少ない市民活動のいくつかの源流が明らかとなった。いずれの源流も、60年代以降の社会的な動向や運動に影響を受けながらも、独自の背景のなか形成されてきた経緯がみえた。これらの流れにある市民活動に共通していえることは、対象とする 이슈が具体的であり、さらに 이슈への取り組みを最重視していたことである。この 이슈へのこだわりが、長期にわたる継続を可能としたのである。

その一方で、市民活動と国や自治体などの行政セクターとの長きにわたる関係も再確認された。先述したように一部の「住民活動」は、国家主導で推進されていた経緯もあり、行政とはもともと関係が深い。しかし同様に、多くの市民活動は 이슈の性質に基づく「歴史的経路依存性」により、行政との関係性を軸とせざるを得ない位置づけにあることがわかった。

また行政が涵養すべき対象としていたものには、住民活動と同様、市民活動が取り組んできた多くの分野に及ぶ。その分野は、まちづくり、社会福祉事業、地域環境保全などいわゆる「市民公益⁶⁹」にかかわるものであった。活動の多くは、担い手によりそのコストが負担されており、多くの資金やマンパワーを必要とした。のちに市民活動が、活動を強化、継続させるための手段としてNPO制度を求めたことも、 이슈の性格と活動基盤の脆弱性によるところが大きい。

さらに行政にとれば、市民活動は涵養すべき対象であるとともに、協力者として位置づけられることが望ましい。そのために市民活動という用語は好都合であり、対立することの多い運動との差別化をはかれることを

68 1995年1月に発生した「阪神・淡路大震災」と、それを受け95年2月に設置された18省庁による「ボランティア問題に関する関係省庁連絡会議」もNPO法の早期成立を促進した。

69 NIRA報告書では、市民公益活動とは「①他のセクターに任せることのできない、あるいは他のセクターではできないもの」、「②多面的な価値にもとづくもの」、「③他セクターでは発見や指摘のしにくい問題」、「④自己実現の機会」、「⑤新しい職業観、人生観を生み出すもの」、「⑥地域社会の再構築やゆるやかな変革を可能とするもの」、「⑦国際社会での新しい立場を確立するもの」にかんする活動であると定義している（NIRA1992:4-5）。松元はさらに市民公益を、不特定多数の利益（公共の福祉）を最優先する行政公益とは異なる「マイナーニーズ」、「マイノリティニーズ」、「潜在ニーズ」に応えるものとして定義した（松元 2009）。

はじめ、さまざまな効果を持つ。たとえばイデオロギー色が脱色され、穏健的で非対立的なイメージは、行政が公的に協力することに理解が得られやすいものである。また市民活動側にとっても、行政からの協力は心強いものであり、さらに活動への一般的理解の促進、もしくは活動にまつわる誤解の回避というメリットもあった。

このように、「市民公益」を対象とする市民活動は、国家の方針（政策やコスト配分による調整）に巻き込まれやすく、公的サービスの及ぶ範囲やその方法、制度によって活動対象が左右されるという性格をもつ。さらに企業（民間営利）セクターとの協力関係が弱く、行政の協力を頼らざるを得ないという根本的な性質がある。

（当事者の「市民」・「活動」認識）

もともと「市民活動」は、自発（自律）性に基づいた市民（住民でも読み替え可能）によって担われる、「運動」とは異なる特徴をもつ行為を指す用語であった。その特徴は、活動の長期継続性であり、また問題解決のために自らがその担い手として兼務すること、地域を基盤とする草の根的な活動などが挙げられる。

しかし前章でみたように、「市民」「活動」それぞれの用語には、特殊な意味合いが付与されるようになる。たとえば「市民」という用語に込められた意味や思惑により、「市民」概念は多義化し、また運動に比べてより穏健で体制融和的という意味が、「活動」概念に込められるようになった。

ただし実際の市民活動は、もともとイデオロギー的な要素は薄く、それよりも自らが問題とする 이슈に特化するという性格をもっている（松元 2010,2011）。また市民活動の横のつながりは、理念的な市民による「連合」というより、実践的な「連帯」という形を持つものであり、その意味では「住民運動」的であるといえる。いずれにせよ、市民活動にとっては、目の前の 이슈への取り組みが重要であることが裏づけられる。

このことから、市民活動の「市民」とは、自発（自律）的に行動をおこなう意味での市民であり、もともとそこに行動規範や行動原則、または自治を目ざす主体といった特別な意味合いが含まれているものではない。市民活動に参加する主体には、理念や思惑はそれぞれあるだろう。しかし、参加そのものは個別的な自由意思によるものであり、そのことが活動を長期的に継続させた要因ともなった。

またもうひとつの「活動」という用語は、イシューの性格から長期的に取り組まざるを得ないものや、活動当事者が問題解決まで兼務するものなど、これまでの運動とは異なる性質を持つもののためにつくられたものである。運動と比べ、活動という用語は一般的ではなかったため、市民活動の担い手は、多くが自らの行為を「運動」と自認することがわかっている。しかし市民活動の当事者は、「イデオロギー」による弊害を避ける場合も多く、また既成の組織との関係は限定的であった（松元 2010,2011 など）。市民活動はイシューにたいし長期に取り組むことが特性であるが、同時に「運動」的な動きをみせることも多い。そのため、ある側面からみれば運動と見ることができ、またある側面からは「活動」的なものとして映るという二重性をもっている⁷⁰。

4. 結論

以上、市民活動の類似用語の使用経緯と、それぞれの用語の関係性を踏まえたうえで、市民活動概念の形成を概観した。このことから、次の2点の結論を導き出すことができた。

一点目が、いわゆる「段階論」論議で指摘されたような住民／市民、運動／活動間に含意された「進化論的」な関係性は、実態としてはみられないということである。

また二点目は、運動と活動、NPO への連続性は、その用語使用の経緯や事実関係からも確認することができ、あわせて「市民活動」の多義化の経緯と、イシューまたは対象分野の共通性から由来する行政との強い関係性を明らかにすることができた。以下そのことについて再確認をおこないたい。

70 市民活動という用語の両義性について岡本も、「〈市民活動〉という日本語は、（運動と活動）これらの両義を含むが、特にソーシャルアクションを強調したい時は〈市民運動〉と呼んでいる」と述べている（岡本 2004:17）。

(住民運動から市民活動へという「進化的」見解への反論)

住民運動論者や住民運動の当事者が指摘するように、住民が進化したものが市民であるという考えや「住民運動の克服としての市民運動」という位置づけは、論理的にみても、また歴史的経緯からみても間違いであるといえる。

もともとは住民とは、担い手の特性やイシューに由来する呼称であり、それを踏まえれば住民運動は市民運動の一形態ということになる。また住民は具体的、実在的な担い手を指す用語であるが、市民には理念的な意味が含意されているため、単純に両者を比較することはできない。

本来、組織や政党から離れた参加者の自律性、個別性を強調されていたはずの市民概念に、再度イデオロギー的な含意を込めることで「市民運動」という理念型は、市民運動の一形態である「住民運動」を排除する。さらに「層」となり対象化された市民は、「行政包絡」への危険性をみせる。

また住民運動、市民運動、市民活動は「イシューの性質」によりそれぞれ分類することも可能である一方、社会背景の変化により、「集合行為」の形態も変わるため、それを「段階」とする見方は間違いではない(高田2001など)。実際、それぞれに相関関係がみられ、歴史的な段階を経ることによってNPO制度の成立に繋がっている。

ただしその段階は「図1」で示したような「進化」ではない。下記の「図4」から説明すれば、たとえばある住民運動は以前と同様の運動形態をとるものもあれば、ある住民運動は、長期的なイシューへ取り組む必要性から、市民活動の形態をとったのち、NPO法人に変化するものもある(松元2010など)。

(「市民活動」概念の多義性と共通性)

市民活動はさまざまな源泉(ルート)をもつ広範なイシューを含む活動を指し、それぞれ「市民公益」について取り組んでいるという共通性をもつ。「市民公益」とは、不特定多数を対象とした「公共の福祉」を前提に成り立つ「行政公益」とは異なり、マイナーニーズ、マイノリティニーズ、潜在ニーズ(松元2009b)を含むさまざまな広範な分野のイシューに対応するものをいう。

くりかえしになるが、各運動から始まり、市民活動・NPOに至る経緯は、「図1」で示したような単純段階

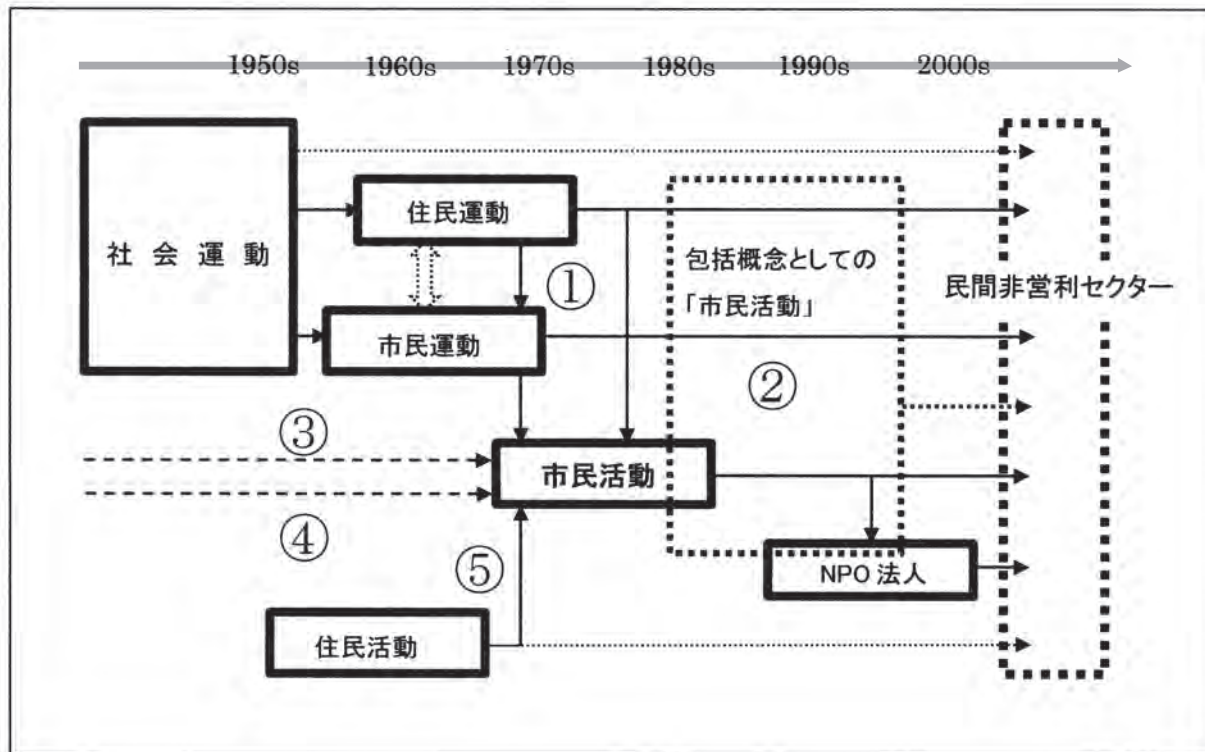


図4 市民活動の概念形成図

をたどるものではなく、「図4」にあるような複雑な経路をたどり、現在に至るものである。このように近接概念と連関をもつことで、市民活動がさまざまに広範なイシューを含む概念となった⁷¹。現在の市民活動が形成された複数のルートについては主たるものとして、以下の①～④までが考えられる。

①運動（「新しい社会運動」）ルート：

1960～70年代より存在した住民運動や市民運動、また「新しい社会運動」のイシューや担い手の流れをくむ市民活動。住民運動・市民運動間の概念論争については点線矢印で表現した。

（環境、平和、人権・女性などをイシューとする市民活動）

②包括概念としての「市民活動」：

1980年半ばの「ネットワーク」概念の導入を契機とした「市民活動」の包括的概念。ネットワークグループやアドボカシー組織を含むもの。

（「新しい社会運動」や草の根的市民活動などを含む横断的な把握）

③ボランティア・アソシエーションルート

戦後～60年代から活動するボランティア・アソシエーションの流れをくむ市民活動。市民活動という用語が確立する以前より存在するため点線にて表現した。

（福祉、ボランティア活動など）

④草の根活動ルート：

小規模の自主グループにより長期にわたり継続されてきた市民活動。③と同様の理由で点線にて表現した。

（地域環境保全活動など）

⑤住民活動（社会教育活動）ルート：

1960年代の新生活運動を含む、行政主導による活動からの流れをくむ市民活動。

（まちづくり、消費生活、社会教育の分野）

（市民活動と行政との関係性）

先述したように市民活動は、「継続性」を担保する「活動モデル（事業モデル）」を維持するために、「ボランティアの利用」、「ネットワークを契機とした制度化」などの手段をとった。また活動分野やイシューが行政と重なることもあり、「行政との協力関係」は不可欠である。

また「歴史的経路依存性」と「公的領域への関与」の不可避性から市民活動は、常に行政セクターと「相補関係」にあることが明確になった。こういった特性から市民活動は、国家の主義・方針のあり方や制度から強く影響を受けやすく、「体制内化論」のような危惧が指摘されるのである。

ただしイシューの解決を最優先する点に立脚すれば市民活動は、行政セクターをはじめ、企業セクターとの協働関係も必要となってくる。この場合、参加の自発（自律）性を重視しながら、他セクターと「対抗的相補関係」を保ち、その上でイシュー解決を目指すことが望ましい。

このように、市民活動をはじめとしたNPOセクターが取り組むべき「市民公益」（マイナーニーズ、マイノリティニーズ、潜在ニーズ）に焦点をあてるには、住民運動が提起した「地域エゴイズム」は重要な根拠になりうる。実際の市民活動が始められたきっかけを見ても、イシューが突然リーダーや担い手にふりかかり、やむなく行動するという場合がほとんどである（松元2010,2011）。その意味で市民活動の契機は、住民運動が開始されるメカニズムと同様であるといえる。

イシューを最重視する点に立脚すれば、運動という形態が問題解決に効果的な場合もあろう。このように市民社会におけるイシュー解決のためには、運動といったアクターも含め、セクター内外の横のつながり（連帯）

71 萩原は、活動の特徴から市民活動を以下の3つのタイプに分類した（萩原2009:21）。

①現状を肯定しながら行われる市民や住民の自主的な社会参加活動（行政と補完関係にある）、②反体制的抵抗型ないし要求型の市民活動（運動）、③自分の生活様式の変革を出発点とし広く社会や制度の変革を目指す市民活動（運動）。

その具体的な市民活動の分野は、①自治会・町内会、青年団、婦人会等の活動、②地域生活防衛運動、地域生活基盤整備運動、地域政治革新運動など、③エコロジー運動、女性運動、まちづくり運動、であるとした。

が必須となる。

(参考文献)

- 萩葉武 2007a「1960年代におけるNPOの生成—市民活動の析出—(上)」『立命館産業社会論集』第43巻第1号、立命館大学産業社会学会
- 2007b「1960年代におけるNPOの生成—市民活動の析出—(下)」『立命館産業社会論集』第43巻第2号、立命館大学産業社会学会
- 朝日ジャーナル編集部 1968「感動的なこの高まり—(私にとっての市民運動) 選考後記—」『朝日ジャーナル』(1968年7月14日号) pp.20-2
- Berger, Peter L. and Pullberg Stanley 1965, “Reification and the Sociological Critique of Consciousness,” *History and Theory*, 4. (= 1974, 山口節郎訳「物象化と意識の社会学的批判」『現象学的研究』2.)
- 藤林泰 2008「住民運動再考：生活史のなかの異議申し立てコミュニティの形成と展開—高度経済成長期後期の公害反対運動を事例として—」『21世紀社会デザイン研究』7号、立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科
- 藤澤浩子 2007a「<市民活動>概念形成過程に関する一考察—(三浦半島自然保護の会) 1950～1970年代の活動史から—」『法政大学大学院紀要』第59号
- 2007b「1950年代<市民活動>の発見—『アメリカ婦人の市民活動』解題—」『ノンプロフィットレビュー』Vol.7, No.2、日本NPO学会
- 萩原なつ子 2009『市民力による知の創造と発展—身近な環境に関する市民研究の持続的発展』東信堂
- 日高六郎 1973「1960」『市民と市民運動』『岩波講座 現代都市政策Ⅱ 市民参加』岩波書店
- 井上恵子 2004「昭和40年代の生活学校が女性の学習に果たした意義」『教育学雑誌』第39号、日本大学教育学会
- 井上匡子 2001「現代市民社会論とNPO」『コミュニティ政策研究(特集NPOの可能性と課題)』3、愛知学泉大学
- 住民図書館編 1992『ミニコミ総目録』平凡社
- 住民図書館25年誌編集委員会 2001『住民図書館25年のあゆみ—ミニコミを収集・公開・保存して—』住民図書館
- 梶田孝道 1990「戦後日本の社会運動—(開発国家)と(日本の特質)に着目して—」社会運動論研究会編『社会運動論の統合をめざして』成文堂
- 神奈川県自治総合研究センター研究部地域社会と住民運動研究チーム 1985『地域社会と住民運動：自治を担う住民運動』神奈川県自治総合研究センター
- 片桐新自 2011「日本における社会運動の社会学の展開」早川洋行編著『よくわかる社会学史』ミネルヴァ書房
- 勝田美穂 2008「市民運動史のなかの(NPO活動)—公共事業をめぐる対立から調和への変容—」『法政大学大学院紀要』第60号
- 経済企画庁 1995『平成7年国民生活白書』
- 1996『平成8年国民生活白書』
- 経済企画庁国民生活局編 1997『市民活動レポート 市民活動団体基本調査報告書』
- 町村敬志編 2007「首都圏の市民活動団体に関する調査—調査結果報告書—」日本学術振興会科学研究費基盤研究(B) 2006年度報告書
- 町村敬志ほか 2009『市民エージェントの構想する新しい都市のかたち—グローバル化と新自由主義を超えて—』平成17年度～平成20年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B) 研究成果報告書
- 丸山尚編著 1985『「ミニコミ」の同時代史』平凡社
- 丸山真央 2009「市民活動団体の類型化の試み」町村敬志『市民エージェントの構想する新しい都市のかたち—グローバル化と新自由主義を超えて—』
- 松原治郎・似田貝香門編著 1976『住民運動の論理』学陽書房

- 松元一明 2009a 「NPO 法成立以前の市民活動の社会的位置—財団の助成記録を通してみた実態と分析—」『法政大学大学院紀要』第 62 号
- 2009b 「理念的・実証的観点からみた協働の課題」『たあとる通信』第 28 号、特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ
- 2010 「NPO 法成立以前の市民活動団体の質的分析その 1—1970～80 年代初期より活動を続ける環境系市民活動団体を対象として—」『法政大学大学院紀要』第 64 号
- 2011 「NPO 法成立以前の市民活動団体の質的分析その 2—1970～80 年代初期より活動を続ける福祉系市民活動団体を対象として—」『法政大学大学院紀要』第 66 号
- 松下圭一 1975 『市民自治の憲法理論』岩波新書
- 1986 『社会教育の終焉』筑摩書房
- Melucci, Albert 1989, “Nomads of the Present: Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society,” (= 1997, 高山真知子・馬場伸也・馬場恭子訳, 『現在に生きる遊牧民—新しい公共空間の創出に向けて』岩波書店)
- 道場親信 2006 「1960—70 年代〈市民運動〉〈住民運動〉の歴史的 position—中断された〈公共性〉論議と運動史的な文脈をつなぎ直すために—」『社会学評論』57(2)
- 宮本憲一 2006 『持続可能な社会に向かって—公害は終わっていない—』岩波書店
- 宮崎省吾 1975 『いま、〈公共性〉を撃つ—[ドキュメント] 横浜新貨物線反対運動—』新泉社
- 1976 「〈公共性〉とはなにか」中村紀一ほか著『住民運動 “私” 論—実践者からみた自治の思想—』学陽書房
- 中村紀一ほか 1976 (2005) 『住民運動 “私” 論—実践者からみた自治の思想—』学陽書房
- 中村陽一+日本 NPO センター 1999 『日本の NPO2000』日本評論社
- 中山淳雄 2007 『ボランティア社会の誕生—欺瞞を感じるからくり』三重大学出版会
- 仁平典宏 2010 「ボランティアの〈終焉〉を超えて—『原則』の歴史から現在を問い直す」東京ボランティア・市民活動センター編『東京ボランティア・市民活動センター研究年報 2010』東京ボランティア・市民活動センター
- 西城戸誠 2008 『抗いの条件—社会運動の文化的アプローチ』人文書院
- 似田貝香門 1976 「住民運動研究の問題意識と分析課題」松原治郎・似田貝香門編著『住民運動の論理』学陽書房
- 似田貝香門ほか編 1986 『リーディング日本の社会学 10 社会運動』東京大学出版会
- 岡本仁宏 2004 「市民社会における NPO の位置」『家計経済研究』61、家計経済研究所
- 朴容寛 2003 「新しい社会運動とネットワーク」『総合政策論叢第 4 号』島根県立大学総合政策学会
- 関嘉寛 2008 『ボランティアからひろがる公共空間』梓出版社
- 椎木哲太郎 2003 「日本型〈市民活動〉の源流 1868-1951」『経営・情報研究』No.7、多摩大学研究紀要
- 篠原一 1968 「市民運動の論理と構造—変動する状況のなかの争点と担い手—」『朝日ジャーナル (創刊 9 周年記念号)』(1968 年 3 月 17 日号) pp.35-41
- 1973 「市民参加の制度と運動」『岩波講座 現代都市政策 II 市民参加』岩波書店
- 2004 『市民の政治学—討議デモクラシーとは何か—』岩波書店
- 総合研究開発機構 1994 『市民公益活動基盤整備に関する調査研究』NIRA 研究報告書 No.930034
- 庄司興吉 1989 『人間再生の社会運動』東京大学出版会
- 曾良中清司・長谷川絏一・町村敬志・樋口直人編著 2004 『社会運動という公共空間—理論と方法のフロンティア』成文堂
- S.R.Arnstein 1969, “A Ladder of Citizen Participation” Journal of the Institute for Planning, July 1969.
- 高田昭彦 1998 「市民運動から市民活動へ、そして NPO へ—NPO 法案を生みだした市民運動の新しい展開」『アジア太平洋研究』No.16、成蹊大学アジア太平洋研究センター
- 2001 「環境 NPO と NPO 段階の市民運動—日本における環境運動の現在」長谷川公一編『講座環境

社会学 4 『環境運動と政策のダイナミズム』 有斐閣

- 2004 「市民運動の現在— NPO・市民活動による社会構築—」 帯刀治・北川隆吉編著『社会運動研究入門—社会運動研究の理論と技法』文化書房博文社
- 高橋徹・山口節郎ほか 1985 『思想 (特集:新しい社会運動 その理論的射程)』 No.737, 岩波書店
- 玉野井芳郎 1977 『地域分権の思想』 東洋経済新報社
- 帯刀治・北川隆吉編著 2004 『社会運動研究入門—社会運動研究の理論と技法』文化書房博文社
- 辻中豊編著 2010 『特定非営利活動法人 (NPO 法人) に関する全国調査報告書』 文部科学省特別推進研究「日韓米独中における 3 レベルの市民社会構造とガバナンスに関する総合的比較実証研究」(平成 17 ~ 21 年度, 課題番号:17002001) 研究報告書
- 植村邦彦 2010 『市民社会とは何か 基本概念の系譜』 平凡社新書
- 渡戸一郎 2007 「動員される市民活動?—ネオリベラリズム批判を超えて—」『年報社会学論集』第 20 号, 関東社会学会
- 山崎哲哉 2004 「社会運動は社会を変えるか」西原和久・宇都宮京子編『クリティックとしての社会学』東信社
- 山本唯人 2009 「現代「市民社会組織」の地理—歴史的編成—団体結成年・郊外化・影響の継続—」町村敬志『市民エージェントの構想する新しい都市のかたち—グローバル化と新自由主義を超えて—』
- 山本崇記 2007 「戦後〈市民〉思想の形成過程とその陥穽—松田道雄と社会運動」『Core Ethics Vol.3』立命館大学
- 山岡義典 1987 「市民活動の体験を共有の財産に」『トヨタ財団 1986 (昭和 61) 年度年次報告』トヨタ財団
- 1991 「新たな展開を目指す市民活動と市民研究への支援」『トヨタ財団 1990 (平成 2) 年度年次報告』トヨタ財団
- 山岡義典編著 1997 『NPO 基礎講座—市民社会の創造のために—』ぎょうせい
- 矢澤修次郎編 2003 『講座社会学 15 社会運動』東京大学出版会
- 財団法人新生活運動協会 1982 『新生活運動協会二十五年の歩み』
- 横道清隆 2009 「日本における最近のコミュニティ政策」『アップ・ツー・デートな自治関係の動きに関する資料 No.5』政策研究大学院大学比較地方自治研究センター

年表

| | | 社会動向 | 法律・政策 | 「運動」・市民活動関連 | ボランティア関連 |
|------|-------|---|--|--|--|
| 1962 | 昭和37年 | ●三河島列車事故(5) ●キューバ危機(10) | ●「新産業都市建設促進法」制定(5) ●「全国総合開発計画」策定(10) | ●「財団法人新生活運動協会」設立(1955) ●「安保条約改定阻止国民会議」結成(1959.3) ●「声なき声の会」結成(1960.6) ●「日本婦人会議」結成(4) ●「新日本婦人の会」結成(10) | |
| 1963 | 昭和38年 | ●三八豪雪(1-2) ●吉展ちゃん誘拐事件(3) ●鶴見事故、三井三池炭鉱爆発事故(11) ●ケネディ大統領暗殺(11) | ●老人福祉法公布(7) | ●全国青い芝の会結成(12)(青い芝の会は1957年11月より活動) | ●大阪社協に「善意銀行」(11) |
| 1964 | 昭和39年 | ●日本OECD正式加盟(4) ●東海道新幹線開通(10) ●東京オリンピック開催(10) ●公明党結成(11) | | ●沼津・三島・清水石油コンビナート反対運動、住民勝利(9) ●アメリカ、UCバークレイ校で「言論の自由運動」開始(10) | |
| 1965 | 昭和40年 | ●米、ベトナム爆撃(北爆)開始(2) | | ●「ベ平連」結成(4) ●「生活クラブ」結成(6) ●アメリカ、黒人解放組織「ブラックパンサー党」結成(11) | ●北海道ボランティア連盟発足(10) ●ボランティア協会大阪ビューロー(現大阪ボランティア協会)発足(11) |
| 1966 | 昭和41年 | ●日本の人口1億人突破(3) ●中国文化大革命始まる(5) ●ビートルズ来日(6) ●日本初商業用原発、日本原子力発電東海発電所営業開始(7) | | ●アメリカ、「全米女性機構(NOW)」設立(6) | ●富士福祉事業団『月刊ボランティア』創刊(4) |
| 1967 | 昭和42年 | ●美濃部都知事当選(4) ●ASEAN結成(8) ●四日市ぜんそく訴訟(9) | ●公害対策基本法公布、施行(8) | ●アメリカ、ワシントン10万人反戦集会(10) | |
| 1968 | 昭和43年 | ●国際人権年(国連) ●日本、GNP世界第二位へ ●キング牧師暗殺(4) ●フランス5月革命(5) ●ブラハの春 ●カネミ油症事件(10) | ●消費者保護基本法制定(5) ●大気汚染防止法、騒音規制法施行(12) | ●ハリ「5月革命」(5) ●生活クラブ生協設立(10) ●全共闘運動全盛 | ●東京で「第一回ボランティアの集い」開催(3) ●全社協「ボランティア育成基本要綱」発表(12) |
| 1969 | 昭和44年 | ●東大安田講堂陥落(1) ●アポロ11号月面着陸(7) ●ウッドストックロックフェスティバル開催(8) | ●「新全国総合開発計画」策定(5) ●東京都老人医療の無料化実施(11) | ●ロンドン、西ベルリン、マドリッドなどで学生運動激化(1) ●日本消費者連盟創立委員会結成(4) ●国民生活審議会コミュニティ問題小委員会報告書「コミュニティ生活の場における人間性の回復」(9) | ●「精薄福祉ボランティアグループ」連協、「児童福祉ボランティアグループ」連協発足(2) ●財団法人大阪ボランティア協会発足(3) |
| 1970 | 昭和45年 | ●大阪万博(3) ●よど号ハイジャック事件(3) ●三島由紀夫割腹自殺(11) | ●心身障害者対策基本法施行(5) ●第64回臨時国会(公害国会召集(11)) | ●アメリカで「アースデイ」宣言(4) | ●病院ボランティア連絡会発足(6) |
| 1971 | 昭和46年 | ●ニクソン・ショック(ドル・ショック)(8) | ●環境庁発足(7) ●「廃棄物処理法」施行(9) | ●月刊「市民」(飛鳥田一雄・日高六郎・篠原一代表)創刊(3) ●「日本ミニコミセンター」(住民図書館の前身)開設(3) ●自治省「コミュニティに関する対策要綱」を策定(4) | ●文部省、全国10ヶ所に「婦人奉仕活動促進方策研究事業」開始(9) |
| 1972 | 昭和47年 | ●札幌オリンピック開催(2) ●あさま山荘事件(2) ●沖縄返還(5) ●テルアビブ事件(5) ●ウォーターゲート事件(6) ●田中角栄内閣内閣成立(7) ●日中国交正常化(9) | ●経済白書「新しい福祉社会の建設」発表(8) ●「日本列島改造論」出版(6) | ●東京都立多摩社会教育会館内に「市民活動サービスコーナー」が設置される(10) | ●厚生省「難病対策要綱」(10) |
| 1973 | 昭和48年 | ●ベトナム和平協定(1) ●対ドル変動相場制(2) ●水俣病チソ原因特定判決(3) ●「公害健康被害補償法」制定(10) ●足尾銅山閉山 ●第一次オイルショック | ●国土庁発足(6) ●「福祉元年」(〜74年) | ●PARCアジア太平洋資料センター設立(4) | ●70歳以上の老人医療費無料化(1) ●厚生省、全国18ヶ所に「独居老人のための給食サービス補助事業」(1) ●厚生省、社協84ヶ所に「奉仕銀行」設置の助成開始(4) ●第一回回いす市民全国集会開催 |
| 1974 | 昭和49年 | ●三菱重工爆発事件(8) ●オランダハグ事件(9) ●原子力船むつ放射線漏れ事故(9) | | ●「ベ平連」解散(1) ●障害者行動実行委員会主催「障害者統一行動(集会およびデモ行進)」行われる(3) ●日本消費者連盟発足(5) | ●「盲人ガイドヘルパー派遣事業」に国が補助(4) ●朝日新聞紙上で「ボランティアキャンペーン」開始(6) |
| 1975 | 昭和50年 | ●国際婦人年(国連) ●終戦後初のマイナス成長 ●サイゴン陥落、ベトナム戦争終結(4) ●沖縄海洋博開催(7) | | | ●厚生省、社協289ヶ所に「奉仕活動センター」設置助成開始 ●全社協「第一回全国地域福祉研究協議会」開催 |
| 1976 | 昭和51年 | ●北海道庁爆発事件(3) ●毛沢東死去(9) ●ロッキード事件 ●ソ連ミグ25戦闘機函館空港強行着陸(9) | ●環境庁、環境影響評価(環境アセスメント)法案要綱をとりまとめる(97年まで成立せず)(4) ●全国初の「アセスメント条例」、川崎市で成立(9)、77年6月施行 ●障害者雇用促進法改正(10) | ●「住民図書館」開館(4) | ●全社協「ボランティア活動育成の方向と課題」を提示(7) ●「誰でも乗れる地下鉄をつくる会」結成(9) |
| 1977 | 昭和52年 | ●日米漁業協定、200海里排他的経済水域設定 ●青酸入りコーラ無差別殺人事件(1) ●ダッカ日航機ハイジャック事件(9) | | ●代理人運動(生活クラブ生協)開始(5) | ●全社協「ボランティア保険」開始(4) |
| 1978 | 昭和53年 | ●成田空港管制塔占拠事件(3) ●成田空港開港(5) ●英で世界初の体外受精誕生(7) ●原子力船むつ佐世保入港(10) | ●総理府、初の「婦人白書」発表(1) ●農林水産省設立(7) | ●「グループ・生活者(現・生活者ネットワーク)」結成(10) | |
| 1979 | 昭和54年 | ●国際児童年 ●第二次オイルショック ●ミスリーマイル島原子力発電所放射能漏れ事故(3) ●英保守党サッチャー党首、首相就任(5) ●ソ連、アフガン侵攻(12) | | ●西ドイツ「緑の党」結成(3) ●「インドシナ難民を助ける会(現難民を助ける会)」結成(11) | ●養護学校の義務化開始(4) |
| 1980 | 昭和55年 | ●韓国光州事件(5) ●イランイラク戦争勃発(9) ●ジョンレノン射殺(12) | | ●月刊社会運動(市民セクター政策機構＝生活クラブ生協系)創刊(2) ●ポーランド、自主管理労働「連帯」創設(9) | |

| | | | | | |
|------|------------|--|---|---|--|
| 1981 | 昭和56年 | ●五六豪雪(1)●国際障害者年(国連) ●レーガン大統領就任(1) ●敦賀原発放射能漏れ事故(4) ●フランス、ミッテラン社会主義政権誕生(5) ●北炭夕張新鉱ガス突出事故(10) | ●第二次臨時行政調査会発足(2) | ●「社会運動研究センター(生活クラブ生協系)」設立(9) | ●ボランティア人口450万人との発表(通産省管轄「余暇開発センター」発表)(8) |
| 1982 | 昭和57年 | ●ホテルニュージャパン火災(2) ●日航機羽田沖墜落事故(2) ●台風10号で国鉄富士川鉄橋流失(8) ●中曽根内閣成立(11) | | | ●日本青年奉仕協会『ガラスーツ』創刊(11) |
| 1983 | 昭和58年 | ●大韓航空機墜落事件(9) ●日本初体外受精誕生(10) ●三宅島大噴火(10) | ●「老人保健法」施行(2) | ●200万人参加、「欧州反核行動週間」(10) | ●第一回「全国民間ボランティアセンター関係者懇談会」開催(4) |
| 1984 | 昭和59年 | ●三井三池有明炭鉱火災(1) ●グリコ・森永事件 ●ロサンゼルスオリンピック開催(7) ●インド、ガンジー首相暗殺(10) | | | |
| 1985 | 昭和60年 | ●つくば科学万博開催(3) ●日本初エイズ患者認定(3) ●NTT、JT誕生(4) ●北海道夕張炭坑ガス爆発(5) ●日航123便御巣鷹山墜落(8) ●プラザ合意(9) | ●男女雇用機会均等法成立(5) | ●外国人指紋押捺拒否運動高まる(8) | ●国際青年年(1) ●文部省「青少年ボランティア参加促進事業」開始(4) ●厚生省「ボラントピア事業」開始(4) |
| 1986 | 昭和61年 | ●スペースシャトルチャレンジャー事故(1) ●チェルノブイリ原発事故(4) ●大島三原山噴火(11) | ●「民法法」制定(5) | | |
| 1987 | 昭和62年 | ●国鉄分割民営化、JR発足(4) ●世界人口50億人突破(7) ●NY市場大暴落(ブラックマンデー)、世界同時株安(10) ●「連合」結成(11) | ●社会福祉士、介護福祉法成立(5) ●「四全総」策定(6) ●「リゾート法」施行(6) | | ●「NGO活動推進センター(現JANIC)」発足(10) |
| 1988 | 昭和63年 | ●青函トンネル開通(3)、瀬戸大橋開業(4) ●リクルート事件(6) | ●消費税法成立(12) | | ●外務省、ODA予算を海外協力NGOのプロジェクトへ提出開始 ●文部省、小中学校対象に「奉仕等体験学習推進校」指定開始 ●第一回ねんりんピック(全国健康福祉祭)開催(10) |
| 1989 | 昭和64年/平成元年 | ●昭和天皇崩御、元号「平成」に(1) ●天安門事件(6) ●衆院選「マドンナ旋風」(7) ●ベルリンの壁崩壊(11) ●日経平均株価最高値38,915円87銭(12/29) | ●消費税率導入(4) ●ゴールドプラン策定(12) | ●日本ネットワークアライアンス会議結成(4) | ●環境庁「自然保護教育ボランティア講習会」開始 |
| 1990 | 平成2年 | ●大学入試センター試験導入(1) ●少子化「1.57ショック」(6) ●イラク、クウェート侵攻(8) | ●老人福祉法関係八法改正 | ●川崎市で「川崎市市民オンブズマン制度」(全国初) 条例案可決(7)、条例発足(11) | ●社団法人企業メセナ協議会発足(1) ●「ボランティア活動推進国際協議会(IAVE)日本」(3) ●経団連1%クラブ発足(4) ●富士ゼロックス、国内初のボランティア休暇制度 ●郵政省「国際ボランティア貯金」開始(1) |
| 1991 | 平成3年 | ●湾岸戦争勃発(1) ●牛肉・オレンジ輸入自由化(4) ●雲仙普賢岳大噴火(6) ●ソ連8月クーデター(8) ●ソ連崩壊(12) | ●育児休業法成立(5) | | ●文部省、「生涯学習ボランティア活動総合推進事業」開始(4) |
| 1992 | 平成4年 | ●ロス暴動(4) ●「地球サミット」、リオで開催(6) ●有効求人倍率1.0を下回る | ●老人福祉法改正、老人訪問介護制度施行(4) ●PKO協力法成立(6) | | ●第一回全国ボランティアフェスティバル開催(7) |
| 1993 | 平成5年 | ●クリントン大統領就任(1) ●北海道南西沖地震(7) ●細川連立内閣誕生、「55年体制」崩壊(8) ●オスロ合意(9) | ●環境基本法成立(11) ●障害者基本法公布(12) | | ●国連「子どもの権利に関する条約」批准、衆議院本会議可決(5) ●文部省、ボランティア活動推進のための専門官設置(11) |
| 1994 | 平成6年 | ●国際家族年(国連) ●ロス大地震(1) ●ルワンダ大虐殺(4) ●羽田内閣(4)、村山内閣発足(6) ●日本人女性初向井飛行士宇宙へ(7) ●関西国際空港開港(9) | ●新ゴールドプラン策定(9) | ●全国市民オンブズマン連絡会議結成(7) | ●NIRA「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」発表(3) ●「広がれボランティアの輪連絡会議」設立(6) |
| 1995 | 平成7年 | ●阪神淡路大震災(1) ●地下鉄サリン事件(3) ●東京外国為替市場で1ドル=79.75円の史上最高値(4) ●windows95発売(11) ●高速増速炉もんじゅ事故(12) | ●厚生省、新ゴールドプラン・エンゼルプラン実施(4) ●「高齢者社会対策基本法」成立(11) ●新食管法、米販売自由化(11) ●障害者プラン | | ●阪神淡路大震災に対する様々なボランティア活動が展開 ●「市民公益活動を行う団体に対する法人格付与等に関する法律」、与野党案提示(12) |
| 1996 | 平成8年 | ●橋本龍太郎内閣(1) ●薬害エイズ訴訟、和解へ(3) ●包括的核実験禁止条約、国連で採択(9) ●ペルー日本大使館公邸人質占拠事件(12) | | | ●神奈川県「県民活動サポートセンター」開設(4) ●NIRA「ボランティア等の支援方策に関する総合的調査報告書」発表(6) ●「日本NPOセンター」大阪NPOセンター」設立(11) ●日本初「国際ボランティアデー」東京で開催(12) |
| 1997 | 平成9年 | ●神戸連続児童殺傷事件(2) ●アジア通貨危機(7) ●北海道拓殖銀行、山一証券破たん(11) | ●消費税率5%へ(4) ●京都議定書採択(12) ●介護保険法公布(12) | ●経済企画庁「市民活動レポート」刊行(4) | ●ナホトカ号重油流出事故で、全国から27万人のボランティア参加(1) |
| 1998 | 平成10年 | ●長野オリンピック開催(2) | ●NPO法施行(12) | ●経済企画庁、「NPO室」設置(11) | |
| 1999 | 平成11年 | ●石原都知事誕生(4) ●東海村JCO臨界事故(9) | ●男女共同参画社会基本法成立(6) ●ダイオキシン類対策特別措置法(7) ●改正住民基本台帳法成立(10) | | |
| 2000 | 平成12年 | ●雪印乳業集団食中毒事件(7) | ●地方分権一括法(4) ●介護保険制度施行(4) ●大規模小売店舗立地法(6) ●新エンゼルプラン | | |

| | | | | | | |
|------|-------|---|--|-----------------------------------|--|--|
| 2001 | 平成13年 | ●ボランティア国際年(国連) ●ジョージ・W・ブッシュ大統領就任(1) ●小泉内閣発足(4) ●米同時多発テロ(9) ●米アフガン侵攻(10) | ●環境省設置(1) ●認定NPO法人制度施行(10) | ●「住民図書館」閉館、埼玉大共生社会研究センターへ資料移管(12) | | |
| 2002 | 平成14年 | ●ユーロ流通開始(1) ●サッカーW杯日韓開催(5) ●日朝首脳会談(9) ●中国でSARS発生(11) | | ●東京都立多摩社会教育会館「市民活動サービスコナー」廃止(3) | | |
| 2003 | 平成15年 | ●スペースシャトルコロンビア号事故(2) ●日本郵政公社営業開始(4) ●地デジ放送開始(12) | ●改正NPO法施行(5) ●有民法制成立(6) ●指定管理者制度施行(9) | | | |
| 2004 | 平成16年 | ●鳥インフルエンザ発生(1) ●新潟中越地震(10) ●スマトラ島沖地震(12) | ●派遣業務製造業解禁(3) ●性同一性障害特例法施行(7) | | | |
| 2005 | 平成17年 | ●京都議定書発効(2) ●「愛・地球博」開催(3) ●JR福知山線脱線事故(4) ●ロンドン同時爆破テロ(7) ●米ハリケーンカトリーナ上陸(8) | | | | |
| 2006 | 平成18年 | ●ライブドア事件(1) ●安倍内閣発足(9) | ●障害者自立支援法一部施行(4) ●障害者自立支援法本格施行(10) ●バリアフリー新法施行(12) | | | |
| 2007 | 平成19年 | ●中越沖地震、柏崎刈羽原発放射線漏れ事故(7) ●参院選与党大敗(7) ●福田内閣発足(9) | ●防衛省発足(1) | | | |
| 2008 | 平成20年 | ●リーマンショック、世界不況(9) ●麻生内閣発足(9) | ●業害肝炎被害者救済特別措置法成立(1) ●公益法人改革、新制度への移行(12) | | | |
| 2009 | 平成21年 | ●オバマ大統領就任(1) ●鳩山内閣発足(9) | ●裁判員制度施行(5) | | | |
| 2010 | 平成22年 | ●日本、GNP世界第三位へ ●菅内閣発足(6) ●チュニジア「ジャスミン革命」(12) | | ●立教大学共生社会研究センター開設、「住民図書館」資料移管(4) | | |
| 2011 | 平成23年 | ●中東・北アフリカ各地で反政府デモ(「アラブの春」)激化 ●東日本大震災(3) ●ウサマ・ビンラディン容疑者射殺(5) | ●改正NPO法成立(6) | | | |